

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第112回定例会・会議録

日 時 平成24年10月3日（水） 18:30～21:30

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、石坂、池田、川口、桑原、佐藤（直）、佐藤（正）、
高桑、高橋（優）、滝沢、武本（和）、武本（昌）、田中、徳永、
中沢、前田、吉野委員
以上 18名

欠席委員 伊比、大島、佐藤（幸）、三宮、高橋（武）、竹内、渡辺委員
以上 7名

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 飯野所長 黒澤副所長
吉村保安検査官 熊谷保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 磯部所長
新潟県 安田原子力安全対策課長補佐 若杉主査
柏崎市 内山危機管理監 駒野防災・原子力課長 関矢係長
樋口主事
東京電力（株）横村所長 長野副所長 新井副所長 嶋田副所長
西田技術担当 武田土木第二GM
佐野地域共生総括GM 椎貝地域共生総括G
山本地域共生総括G
（本店）伊藤立地地域部長
増井原子力耐震技術センター耐震調査GM
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

お疲れさまでございます。始まります前に、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。座らせていただきます。

最初に「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第112回定例会次第」であります。その次に、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会会則一部改正（案）」でございます。それから委員さんのみに配付させていただきました「平成25年度事業について（お願い）」ということで、これにつきましては後ほどまた説明をさせていただきます。それから、小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」をお配りしてあります。次に、「委員質問・意見等」、第111回定例会9月5日受付分であります。資料1、「前回定例会（9月5日）以降の原子力規制庁等の動き」、次に、資料2「福島第一原子力発電所に関する対応状況」、資料3「放射線モニタリング情報」、資料4「保安院（原子力規制庁）に対するご質問に対する回答」、それからカラー印刷となっております「原子力規制委員会」の冊子になります。次に、「原子力規制委員会設置法」について、その次に、「原子力規制委員会の情報公開の考え方について」、その次に、「平成25年度 原子力規制・防災対策の重点」、次に、平成24年10月3日、原子力委員会・原子力規制庁「前回定例会（平成24年9月5日）以降の原子力規制庁等の動き」、それから新潟県「前回定例会（平成24年9月5日）以降の行政の動き」になります。次に、資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所「前回定例会（平成24年9月5日）以降の主な動き」、それから「革新的エネルギー・環境戦略（概要）」であります。次に、「平成24年9月14日 エネルギー・環境会議 革新的エネルギー・環境戦略」になります。それから平成24年10月3日、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第112回「地域の会」定例会資料〔前回9/5以降の動き〕」になります。次に、2012年9月24日原子力災害対策本部「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」であります。次に平成24年10月3日東京電力株式会社「委員ご質問への回答」になります。同じく、「委員ご質問への回答」になります。

以上でございますが、そろっておりますでしょうか。不足等がありましたら事務局へお知らせいただきたいと思います。

それから、いつもお願いしているところですが、携帯電話はスイッチをお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方で録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいただき、自席でお願いいたします。委員の皆様とオブザーバーの方はマイクをお使いになるときは、スイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第112回定例会を開催させていただきます。会長さんからよろしく願いいたします。

◎新野議長

では、第112回の定例会を開かせていただきます。よろしく願いいたします。

今日も盛りだくさんございますので、早速始めさせていただきます。前回からの動きですが、東京電力さんからお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

東京電力の長野からご報告をいたします。お手元の資料のほうをご覧いただきたいと思います。まず不適合事象関係でございますが、公表区分のⅢが4件ございました。内容は病人の発生、これ熱中症でございますが1件、けが人の発生が1件、それから管理区域、4号機のタービン建屋の管理区域での計器からの油漏れが1件、それから最後ですが、構内道路で重機が転倒いたしまして、重機の燃料の一部が側溝から海のほうに一部少量ですが流出してしまった案件が1件でございます。それぞれ概要を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に発電所に関わる情報でございますが、主なものについてご説明をいたします。まず、21ページをご覧いただきたいと思います。原子力改革に向けた体制の整備ということでお知らせをしております。この体制の目的でございますが、福島第一の事故の当事者としてどのような事態が起きても二度とこうした事故は起こさないという決意のもとで、世界最高水準の安全と技術を達成するというににあります。

具体的な体制でございますが、23ページをご覧いただきたいと思います。まず取締役会の諮問機関といたしまして、当社の原子力改革の取り組みについて国内外の専門家や有識者など、外部の視点で監視監督していただくために、①とございますが、原子力改革監視委員会を設置しております。委員には前のページの22ページの①に記載してございますが、元アメリカの原子力規制委員会の委員長をなさっていたデール・クライン氏、皆さんもご存じの大前研一氏、それから国会事故調の委員を務めておられました櫻井正史さんにご就任をいただいております。

また23ページのほうに目を戻していただきまして、その委員会の隣に②として、調査検証プロジェクトチームというのがございます。このチームは国会事故調でありますとか、政府事故調、民間事故調等、各事故の調査報告書が報告されているわけでございますが、これらの報告書の主要論点を踏まえて外部の視点から必要な調査検証の実施を含めて、課題や対策強化の方向性を整理していただくチームでございます。また新たに事実が今後出てきたときには、その事実の検証なども行っていただくこととしております。メンバーはこちらにあるとおり、社外の専門家、あるいは社外の実務家を中心に構成をされます。

なお、この23ページの③原子力改革特別タスクフォースとありますが、改革の実行部隊として原子力改革監視委員会の管理監督のもとに社長をトップとして設置をしております。今後、この新体制で取り組みをしてまいります。今後、機会をとらえてこの取り組み状況について、この場でもご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、39ページをご覧いただきたいと思います。4月の定例会で一度ご説明をしている案件でございますが、プラント停止が長期化している2、3、4号機で多数の計器の点検漏れがあったという関係でございます。

計器の点検は通常は運転前の定期検査で実施いたしますが、2、3、4号機は中越沖地震以降、停止期間が長期化していることから、21年の8月に通常とは違う形のみずから点検間隔を定めております。しかしながら、その点検が適切に実施されていなかったというものであります。本件について、その原因と再発防止対策について取りまとめ、9月28日に原子力規制委員会のほうに報告をしております。

41ページ、42ページをご覧ください。概要版となりますが、3ポツ4ポツに原因

と対策を対比する形で記載をしております。内容を要約して申し上げれば、長期停止中のプラントの計器の点検について、点検間隔や点検計画の策定並びに管理する仕組みが不明確であった、このことが原因でありまして、対策はこれらの事項について明確にマニュアルに定めて対応することとしております。今後はこういったことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

なお、点検間隔を超過した計器については、9月28日すべての点検を完了してありまして、健全性に問題がないことを確認しております。

最後になりますが、福島第一の状況につきましてご報告いたします。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

東京電力本店の増井と申します。よろしくお願ひいたします。

それではお手元の資料、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」に基づきご説明をさせていただきます。こちらの資料、大きなA3の資料で何枚かついてございますけれども、最初の3枚が概要となっておりますので、こちらの図表を中心にご説明をさせていただければと思います。

まず1枚目、3分の1の左下でございます図1でございますけれども、これは2号機の格納容器の中に温度計を設置している作業の写真でございます。容器の格納容器の中にも複数の温度計が設置されておりますけれども、一部調子が悪いものが見つかっておりますので、こちら、この作業によりまして新たな温度計を設置をさせていただきます。

こちらに関しましては、今しばらく傾向監視を行いまして、ちゃんとした管理に使えるということであれば、今後きちっとこのデータを用いて管理に使おうというものでございます。なお、他号機に関しては、このような作業はまだ行っておりません。

次の図2でございますけれども、これが排水路を暗渠化したというものでございます。まず左側、作業をする前の写真で、ちょっと大変見にくいのですが、ちょうど左側に切つてあるのが普通の水路、溝だというふうにお考えください。手前に雑草がありまして、奥側に少し建物のようなものがありますけれども、これが水をためているタンクです。

したがいまして、タンクから不慮の水漏れなんかがあるとこの排水路に漏れていって、それがそのまま環境中に出ていく可能性があるということで、それを暗渠化しています。その暗渠化した後の写真が右側になるのですが、これは溝を埋め殺してしまいまして、中の黒いチューブはこれは雨水だけが通るものでございます。したがいまして、不慮の水漏れがあった際に、いきなり環境中に出ていくということではなくて、敷地内にとどまるというような措置でございます。

次に、3分の1の右側の下でございますけれども、図の3でございます。こちらは4号機の写真になってございます。原子力建屋の最上階のがれきは既に片づけが終わっておりまして、現在、大型機器の撤去作業を行っております。3号機に関しましては、がれきの撤去作業を継続をさせていただきます。

次の図の4でございますけれども、4号機の使用済燃料プールから最初に使用済燃料を取り出そうということを考えてございますけれども、この図4はその受け入れ先になるべき共用プールという設備でございます。1から6号の燃料を強制的に受け入れるた

めのプールでございます。それで、これは元来、受け入れエリアというのは左側の赤い枠のところにあった限定されたエリアで考えてございまして、そこに黄色い枠を入れていて、少しエリアを区切ることを考えておりました。

これは4号機のプールの中には最初相当海水を入れましたので、相当な塩分がついてくるであろうということで、このようなエリア分けを考えていたのですけれども、4号機に使用済燃料プールの水を浄化いたしまして、相当水質がよくなったということがございまして、この隔壁については今後設置をしない方向でやっていこうというふうに考えてございます。

4号機の次の資料の3分の2ページの図の5をご覧ください。こちら、4号機の使用済燃料プールから取り出した新燃料です。新燃料ですので原子炉の中ではまだ使われておりませんので、比較的線量が低いものでございます。これは7月に2体の新燃料を取り出しまして、外観検査等を行ってございます。その結果、既存傷とか特になくて、一部の燃料棒に変色があったんですけれども、これはふき取りによって変色が落ちたということで、さび等の汚れではないかというふうに考えてございます。

引き続きまして、下の図6でございまして、これは1号機の三角コーナーというふうに称してございまして、建屋を断面で切ったものでございまして、四隅にコーナーがございまして、これはほかの号機でも継続的に調査を行ってございまして、今回は1号機の北西コーナーと北東のコーナーで水位でありますとか、温度、また放射能の濃度というものの測定を行ってございまして。

その結果、北西コーナーと北東のコーナーの水というのはほとんど同じようなものであるというふうに考えております。また水位に関しまして、右側をちょっと見ていただきますと、若干北西コーナーの水位のほうが北東コーナーより高いということでございまして、これは北東コーナーから、この絵にありませんけれども、タービン建屋が隣接してございまして、ここから若干大きな貫通孔があって水がタービン建屋外に流れているのではないかというふうに考えているところでございまして。

次に、3分の2の右側の図7でございまして、こちらが9月5日から受け入れを開始をいたしましたけれど、保管施設でございまして、右側が実際の写真になってございまして、地面に穴を掘って水を通さないようなシートを引きまして、その上にながれきを受け入れて、これがある程度溜まりましたら左のイメージ図にあるように遮水シートを引いて、この上に覆土をするということで、発電所の中の線量を下げていこうという試みでございまして。

次に3分の3でございまして、こちらに冷温停止状態確認のためのパラメーターということで、左側に6枚のグラフがございまして。上から1号、2号、3号、左は原子炉圧力容器の周り、右側はドライウェルですから格納容器の雰囲気温度ということになってございまして。全般的に若干季節変動で上がったり下がったりですとか、あと一部計器の不具合で上がったり下がったりということがございまして、安定的に100度以下を満足できている状態でございます。

最後に3分の3の右側でございまして、放出放射エネルギーの過去1年超えのトレンドでございまして、今回に関しまして具体的な数値は下の段落の4行目に書いてございまして、先月と同様に最大で0.1億ベクレル/時というふうに評価をし

てございます。これは敷地境界における被ばく線量に換算をいたしますと、1年当たり0.3ミリシーベルトということでございまして、特に大きな変動はないというふうに評価をしております。

以降、参考資料がついてございますので、ご確認いただければと思います。本紙の説明は以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。続きまして、規制庁さんお願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所（原子力規制庁）

こんばんは。原子力規制庁の柏崎刈羽原子力規制事務所の飯野でございます。

9月19日に規制委員会、それから規制庁が発足いたしまして、我々もこれまでは原子力安全・保安院の検査官、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所であったのですが、9月19日から柏崎刈羽原子力規制事務所ということで発足しております。私が所長ということでございまして、私を含めまして9人の体制で立ち上がっているという状況でございます。よろしく申し上げます。

今後この地域の会にオブザーバーとして参加させていただきたいというふうに思っております。これまで同様、さまざまな情報提供をさせていただきたいというふうに思っていますし、それから、この会議でいろいろいただきましたご意見とかご要望につきましては、しっかり東京のほうにも伝えていきたいというふうに思っております。

それから、今回もそうなんですけれども、保安院のときにいただいたいろいろ宿題であるとか、そういったことについても途切れなく責任をもって我々のほうで対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで今回、資料、この後に規制庁についての説明をいたしますので、それを除きまして、右上に資料1、2、3、4と書いてございますけれども、この4種類の資料と、説明させていただきたいと思います。

まず、資料1でございまして、柏崎刈羽発電所関連の動きということで、すみません、早速なんですけれども、このクレジットが原子力委員会と書いてしまって、これだと全然違うんですね。規制というのが抜けておりましたので、大変失礼しました。原子力規制委員会の原子力規制庁というクレジットで、次回からはしっかり直していきたいと思っております。

それで、資料なんですけれども、二つに分けておまして、規制庁の動きと、それから保安院、9月18日以前の動きということで分けてございます。まず時間が逆になるんですけれども、規制庁の動きを先に攻めさせていただきたいと思っております。

まず1番目が、先ほど東京電力さんのほうからも説明ありましたけれども、保安規定違反に係る根本原因分析の結果が東京電力から報告が出されたということでございます。先ほど東京電力さんのほうからは（2）のご説明だったんですけども、こちらに書いてある二つの保安規定違反の関連の指示が出ておまして、これについての最終報告ということをお9月28日に受領しております。資料をつけておりますので後ほど見ていただきたいんですけども、今後、規制委員会として、この事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン、こういうのがありまして、これに沿ってこの報告書の内容について評価していくこととなります。

それから、2番目が外部電源の信頼性確保ということで、開閉所等の地震対策の報告を求めていたんですけども、こちらについても報告を四半期ごとに報告してもらうことになっているんですけども、この第2四半期の分を9月28日に報告を受領したということでございます。

以上が規制庁の動きでございます。9月18日以前の保安院の動きもあわせてご紹介させていただきます。

一つが、チャンネルボックス上部の欠損に対する報告ということで、こちらは報告を受けたということなんですけれども、9月10日にチャンネルボックス上部の欠損について各原子力事業者から報告があったということございまして、東京電力からも報告が出ております。報告の資料を添付しておりますので、見ていただきたいんですけども、今後もこの事業者から出される報告について厳正に評価をしていくということにしております。

それからちょっと飛びまして、次、2ページ目の3ポツのところを見ていただきたいんですけども、ハフニウムフラットチューブ型制御棒のひびに係る報告の確認結果ということであります。こちらにつきましては、このハフニウムフラットチューブ型の制御棒のひびに係る報告が各原子力事業者から出てきておったわけなんですけれども、それについて保安院が、その確認結果を取りまとめたということでございます。

その結果が57ページ目にありますが、確認結果が58ページ目にありまして、特に東京電力の柏崎刈羽発電所でもそういったものが見つかっておりますから、その報告の内容を確認しております。

58ページ目の3ポツのところ、保安院としての確認結果が書いてありまして、原因調査については考えられる要因すべてについて調査しているであるとか、あるいはひびのメカニズム、ひびの原因を照射誘起応力腐食割れのひびが進展しているということであるとか、あるいは熱中性子照射量がほかのプラントに比べて高いであるとか、加工方法がばらつきが多いTIG溶接であったとか、そういったところを確認してございまして、今後、再発防止対策を実施してないハフニウムフラットチューブ型の制御棒は使用しないとしていることを確認しているということでございます。

4ポツの今後の対応ということで、保安院としても再発防止策を実施するまで同型の制御棒の使用については、回避することが適当であるということで指導しているということでございます。

戻っていただきまして、それで最後に4番目なんですけれども、こちらにつきましては、先ほど二つの規定違反の根本原因分析が出されたということなんですけれども、8月13日にもう一つの5号機の中央制御室の非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る保安院規定違反の根本原因分析が出されてございまして、9月13日に保安院のほうで評価をして、その内容を公表したということでございます。今後、保安検査等でしっかり確認していくということにしております。

検査実績ですけれども、この1カ月間で、9月3日から14日の期間、2週間ですけれども、平成24年度の第2回保安検査を行っております。それから定期検査で、これは6号機なんですけれども、9月25日とそれから本日からということで、定期検査を実施しているという状況でございます。資料1については以上でございます。

それから資料2の福島第一原子力発電所に関する対応状況でございます。1枚めくっていただきまして、こちらにつきましても原子力規制庁と、それから保安院と分けて書いております。時間が逆になってしまって申しわけないんですけども。

規制庁の対応といたしましては、こちらに書いてある三つがございまして、それぞれ報告書の受領であるとか、あるいは支持出したということなんですけれども、9月21日については、これはアラームタイパー、事故時の記録とその保存ということで、8月23日に指示を保安院が出しておいた件なんですけれども、この福島第一の1号機で記録されなかったということなんですけれども、この詳細の事実関係とか原因、あるいは全原子力事業者に対しての現状の運用状況などについて確認したということなんですけれども、その報告書が出てきたということでもあります。

それから24日は敷地境界の線量低減に向けた計画について東京電力からその報告書を受領したということでございます。26日は、これは22日に福島第一の3号機で鉄骨がプールに落ちたという事象で、この件についての使用済み燃料自体、あるいはプールへの影響評価を行うことなどの指示が出されています。指示内容は27ページ、28ページ目に付いておりますので、後ほど見ていただけたらと思います。

それから、保安院の対応でございますけれども、9月10日にこちら、水の漏えいの事象を踏まえた環境影響評価手順書を8月27日に東京電力から受け取っていたんですけども、この評価をまとめたということで、その結果を29ページ目に添付しております。それから、同じ9月10日なんですけれども、周辺監視区域外の汚染物を収納した輸送物の保管の状況について、8月10日に報告を受領しておりますけれども、その保管状況等を確認したということで9月10日に発表しているということもございます。

それから、2ページ目をご覧くださいなんですけれども、飛んで9月18日なんですけれども、保安院、最後の日になりますけれども、ここで資料41ページ目につけておりますけれども、原子力安全分野における保安院としての改善に向けた取組と残された課題ということで、この報告書を公表しております。

その内容なんですけれども、福島事故を受けまして、国会事故調であるとか、あるいは政府事故調でいろいろ事故についての指摘がされておまして、それを踏まえて保安院として対応してきたことと、それから今後に残された課題ということで整理しておりますけれども、43ページ目を見ていただきますと、目次がありまして、この2ポツのところは事故前の安全対策ということで、例えば③が防災に関する取組ということで、9ページ目というのは小さい目次がページが打ってある、小さいほうの数字の9ページ目のところに防災の取組みというのがあります。

それぞれ構成は、国会事故調、それから政府事故調でどういう指摘がされてたのかというのを簡潔に整理してポイントを書いておまして、防災のところでは、上から四つ目のところでは、19年の東日本大震災、これを契機として複合災害の対策を進めようとしたけれども、結局保安院が打開策を見出せないまま、この福島事故が発生してしまったであるとか、あるいは次のところが、オフサイトセンターの放射能汚染の対策を十分に講じていなかったとか、あるいは複合災害や今回のような事態が長期化するということを想定した体制等が整備されていなかったとか、そういうことが事故調の報告書で書かれておいたんですけれども。

そういったものも受けて、保安院の中でも対策してきて、この小さな数字の11ページ目のところに、改善に向けた取組状況というのが書いてありますけれども、新たな防災体制構築のための取り組みをしてきたであるとか、たくさん書いてある11ページ目から12ページ目にかけて書いてありますけれども、その取り組みが書いてありまして、それから残された課題としては13ページ目のところにあるように、防災の指針を今後策定していく必要があるとか、あるいは地域防災計画にも関係ありますけれども、原子力災害対策マニュアル、これを改正していく必要があるとか、あるいは原子力の総合防災訓練を実施していくであるとか、あるいは継続的にオフサイトセンターを含めて必要な資器材を整備していく課題といったところが書かれています。

それから、ほかにもちょっとお時間がないのであれですけれども、また目次のところに戻っていただきますと、43ページ目の目次のところに戻っていただきますと、事故後の対応というところで、ここもまさに地元で直結するところですが、オフサイトセンターについてであるとか、あるいは情報提供や広報に関する取組であるとか、そういったところもどういう指摘がされて、どういう対応を保安院の間とってきて、何が積み残されているかということが整理されているというわけでございます。

ちょっと今日お時間がないんですけれども、またお時間があるときに読んでいただけたらというふうに思っております。

それで、あと79ページ目からが保安院の間の東日本大震災影響についてのプレス発表の一覧ということと、それから9月13日に地震被害情報、これは保安院として最後の地震被害情報になりますけれども、第501報の情報を添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

それから資料3でございます。資料3、従来これまで文部科学省が行ってきた放射線モニタリング情報を提供させていただいておったんですけれども、今般このモニタリングにつきましても原子力規制庁の業務ということになっております。ただ、予算執行に当たって年度途中でありますので、一部引き続き文科省で行うところと役割分担というのがございまして、1枚めくっていただいて、1ページ目のところに文部科学省が発表した放射線モニタリングの役割分担の変更という資料があります。

これによると、原子力規制委員会というのがまず各省庁間の調整を行うとか、放射線モニタリングの司令塔の役割を担うということになっております。モニタリング情報の取りまとめについても原子力規制委員会が実施するというところで、移管するということなんですけれども。

1枚めくっていただいて2ページ目のところに、1ポツのところは今申し上げた司令塔機能のところ、それからモニタリング情報については、このモニタリング情報のポータルサイトは文科省なんですけれども、今後は原子力規制委員会のホームページにおいて情報を集約して公表していくということで、ご覧のアドレスのところで見ることができるということです。

それから2ポツの(2)のところは、これが今後、原子力規制委員会でやっていく、下の変更があったところで、2ポツの下のところは陸域のモニタリングであるとか、あるいは次のページは海域モニタリングですね、海、それから詳細モニタリング、避難指示区域等を対象にした詳細モニタリング、それからSPEEDIというところ、この辺の情報

は今後、原子力規制委員会から提供するということになります。

それから（３）が文科省が引き続き公表する放射線モニタリングということで、これは先ほど申し上げたように予算の年度の途中になりますので、この文部科学省とか関係機関が実施していたとか、あるいは文科省の交付金で行う調査の結果については文科省から行くと。具体的には、ここに書いてある環境放射能水準調査とか、あるいは1Fからの、20キロ以遠のモニタリング測定結果、これはモニタリングカーを使ってはかっているというものですけれども、こういったものとかがあります。

最後4ページ目のところになお書きがあるのですけれども、こういった業務については、予算の年度が切り替わる来年の4月からは原子力規制委員会でやるということで、全て一元的に来年4月から規制委員会でやるということです。

今後、規制委員会が発表するものと、それから文科省が発表するものを今年度中については、これはあわせてまた情報提供させていただきまして、来年度から一元化されるということになるかと思えます。資料の内容については、またご覧いただけたらというふうに思っております。

それから最後になりますが、資料4でご質問に対する回答、いただいたときは保安院だったということなんですけれども、質問1ですね、これは今回いただいたご質問で、敷地内断層であるとか敷地外断層についてのご質問の回答を書いておりますのでご覧いただければと思います。それから、質問2が、これは実は先ほどハフニウムフラットチューブ型制御棒の保安院としての確認結果ということの説明したんですけれども、以前、ご質問いただいていた件について、今回、保安院としての確認結果が出ましたので、回答を、これも保安院のときにいただいていた質問になりますけれども、回答をまとめさせていただきましたので、こちらについても、また後ほどご覧いただけたらというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、規制庁からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

資源エネルギー庁さんに行く前に、事務局から「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会則の一部改正」（案）というのが委員のところに配られていると思います。これは、先ほど私がお案内し損ねた原子力規制委員会にお名前が変われたことに基づく改正ですが、若干省庁が入るか入らないかというようなところがあるので。何の問題もないんですが、これは案として今回受け取らせていただいて、次の運営委員会できちんとこちらを受けさせていただいて、明文化させていただきたいと思っておりますので。これ、一応今回は案にさせていただきました。特段問題はございませんけど、多分この流れで変わっていくだろうというふうに思います。よろしく願いいたします。

引き続きまして、資源エネルギー庁さん、お願いします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

こんばんは、資源エネルギー庁の柏崎刈羽事務所の磯部でございます。よろしくお願いいたします。

右肩に資源エネルギー庁と振ってある資料2枚の紙、ホチキス止めの2枚の紙をご覧いただきたいと思えます。いつものとおり、まず原子力エネルギー政策の見直しの関係

でございます。大きく三つ議論する場がございます、まず1点目の革新的エネルギー・環境戦略の議論でございます。これは9月14日に第4回のエネルギー・環境戦略会議が開催されまして、ご承知のとおり、この会議の場で革新的エネルギー・環境戦略が決定されております。その決定文につきましては、資料を添付させていただいております。後で詳しく説明させていただく時間をとっていただいておりますので、この場では内容に触れるのは省略させていただきたいと思っております。

その下の段のほうでございます9月18日でございますが、この戦略につきましては、エネルギー・環境委員会の親会議に相当する国家戦略会議に報告されております。なお、この国家戦略会議はご承知のとおり内閣総理大臣が議長となっているものでございまして、その他関係閣僚や民間有識者がメンバーとなっている会議でございます。

その翌日、一番下の9月19日でございますが、「今後のエネルギー・環境政策について」が閣議決定されております。この戦略自体はご承知のとおり閣議決定はされてはならず、閣議決定された内容は、ここにやや大きな文字で書かせていただいております、5行ぐらいの文章のみでございます。今後のエネルギー・環境戦略については、14日に決定された戦略を踏まえて関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、不断の検証と見直しを行いながら遂行するということが閣議決定された内容でございます。

裏の面に移っていただきたいと思います。これまで新たな原子力政策大綱は内閣府の原子力委員会で議論されてきておりました。しかしながら今年の6月に、原子力委員会での議論の進め方において推進側の委員だけによる秘密会合の問題が指摘されたから中断していた状況でございました。そういった中で、今回9月14日のエネルギー・環境戦略が決定され、その後、それを踏まえてエネルギー・環境政策を推進するということが閣議決定されました。そして昨日、原子力委員会が「新大綱策定会議の廃止等について」を決定しました。中段あたりをご覧くださいと思いますが、「核燃料サイクル政策、人材や技術の維持・強化、国際社会との連携、立地地域対策の強化」等々ございますが、これらに関する新たな原子力政策はエネルギー・環境会議の場を中心として確立するということになりました。今後の原子力政策につきましては、この新大綱策定会議ではなくて、閣僚レベルで構成するエネルギー・環境会議の場を中心に議論を進めてゆきます。

また、原子力委員会について組織の廃止、改編も含めて抜本的に見直すということで、原子力委員会のあり方についても見直しが行われるということになっております。

次の段落に移りまして、「新たな原子力政策大綱の策定を見合わせることも適当と考える」ということとしておりまして、新大綱策定会議は昨日付けをもって廃止ということが決定されております。

最後の、一方という段落の中では、原子力委員会はこれまでの新大綱策定会議の審議内容も考慮し、原子力利用に関する政策の重要課題等については引き続き提言を行っていくということとしております。

それから、その下のエネルギー基本計画についてでございます。これは事務局が資源エネルギー庁になっているものでございますが、9月18日に総合資源エネルギー調査会の第32回基本問題委員会が開催されております。これは9月14日にエネルギー・環境戦略が決定されておりますので、それについての報告が行われております。

戦略そのものについては、各方面からわかりにくいとか矛盾しているというようにいろいろ厳しいご意見も出ておりますが、この委員会の場でもそういった意見がたくさん出たようでございます。参考にこの委員会の委員長である、三村委員長の発言を議事要旨からの抜粋ですが、ここで引用させていただいております。

最後の3ページの上から2行目をご覧いただきたいと思います。政府が今回打ち出したエネルギー政策の意図、あるいは政策目標、これが万人に理解できるように明確にする必要がある。それが出来ないままに我々がこの場で様々な議論をしても、また議論が錯綜してしまって、同じことの繰り返しになると、委員長として非常に懸念している。したがって、委員会として責任を持って議論することは難しいのではないかと考えている。

その下のポツでさらに、政府の、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とする」ということについて、曖昧な説明ではなく、エネルギー基本計画策定に当たっての政策意図を明確にして欲しい。

こうした委員長のご発言もありまして、現在、このエネルギー基本計画を議論するこの委員会の進め方について調整をしているところでございまして、今後の見通しについては不透明な状況でございます。

以上でございます。

◎新野議長

新潟県、お願いします。

◎安田原子力安全対策課課長補佐（新潟県）

皆さん、こんばんは。県の原子力安全対策課の課長補佐の安田と申します。よろしくお願ひいたします。

資料のほうは、右上に黒いところに白抜きで新潟県と書いたA4 1枚紙でございます。「前回定例会以降の行政の動き」ということで説明させていただきます。

1番目ですけれども、安全協定に基づく状況確認ということで、9月7日の日に柏崎市さん、刈羽村さんと一緒に月例状況確認を行ってございます。内容なんですけれども、8月下旬に落雷の影響で6号機に誤警報があったということで、6号機を中心に確認を実施しております。

2番目ですけれども、国への要望ということですが、8月の31日、原子力安全・保安院がオフサイトセンターのあり方に関する基本的な考え方を公表いたしました。これを受けまして、県としてオフサイトセンターのあり方に関して9月の14日になるんですけれども、国に要望してございます。9月の14日といいますと、保安院がもうすぐなくなってしまうという時期なんですけれども、保安院の担当の方からは、しっかり規制庁のほうに引き継ぐということでお話はいただいております。

中身につきましては困ってあるとおりでございますけれども、代替オフサイトセンターの整備ですとか、テレビ会議システムの充実、放射線防護対策の強化などについて要望をしたところでございます。

3番目は、今後の予定ということになりますけれども、環境監視評価会議、これは年に2回開催しております。前回、3月の28日に24年度、今年度の計画について開催したんですけれども、今月10月の16日は23年度の環境放射線調査結果ですとか、温排水等漁業調査結果について評価を行うということで開催を予定してございます。

県からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

柏崎市さん、お願いします。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

柏崎市防災・原子力課の駒野でございます。私のほうから一つだけご報告をさせていただきたいと思っております。

10月1日に柏崎市防災会議を開催いたしまして、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正をお諮りして、委員の皆様からご了承いただいたということでありました。

前田委員からも防災会議委員として出席をいただき、ご意見、ご要望などをいただきましたので、それらもしっかり踏まえて今後対応していきたいと思っております。

以上でございます。

◎新野議長

刈羽村さんは、今日はおいででないですね。ありがとうございます。

前回からの動きは以上でご報告いただきましたので、ここでの質疑はよろしいでしょうか。まだ次のところで大きな議論があるのですが、関連がありましたら、そちらでお願いしたいんですが。よろしいでしょうか。

じゃあ（1）は閉じさせていただきます、そのまま（2）に移らせていただきます。

引き続き、原子力規制庁の飯野さんから、新しい規制庁の数週間に関しますことと、その方向性でご説明いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所（原子力規制庁）

規制庁の飯野でございます。

原子力規制委員会のご説明をさせていただくのですが、お手元に4種類の資料があるかと思っております。カラーの「原子力規制委員会」という資料と、それから「規制委員会設置法について」という資料、それから「情報公開の考え方」、1枚の紙と、それから、あと予算なんですけれども、「平成25年度 原子力規制・防災対策の重点」ということで、4種類の資料を、特にカラー刷りのところを中心に説明させていただきたいというふうに思います。

原子力規制委員会ということでございます。1枚めくっていただきまして、規制委員会委員長からのメッセージというところがあります。5人の委員のメッセージが載っておるのですが、なによりも原子力規制委員会、ポイントはその独立性と透明性というところだと思うのですが、今回、福島事故を起こした反省も踏まえてなんですけれども、この二つのところに特にしっかり確保するというので、皆様の期待というか、こういったところをしっかりと見られているんだろうなと、私なんか感じながら日々仕事をしておりますけれども、しっかり電力事業者等と一線を画した規制を行っていくということで、委員長がメッセージを出しております。

その裏のページが組織と仕事ということで書いてありますけれども、原子力規制委員会は5名の委員からなっております。その前のページの名前と対比しながら見ていただきたいと思いますけれども、委員長が田中委員長、それから委員が島崎委員、こちら地震の予知連の会長もされていた地震の専門家ということですので。それから、更田委員、こちら

はシビアアクシデントの対策とか、そういった専門の方。それから中村委員は放射線の関係です。それから大島委員、外務省出身なのですけれども、こういう海外との関係であるとか、あるいは国会事故調の委員もしていたということで、こちらの今後の対応というところも知見があるということで、この5名が原子力規制委員会の委員ということになります。

原子力規制庁は、この下の事務局としての位置づけということになっておりまして、規制庁は規制庁の長官以下、次長がいて、それから指定職といいますか、この緊急事態対策監、審議官3名、それから原子力地域総括官5名で、それから課の体制がその下にあるということでありまして。長官はもともと警察庁出身の池田長官ということになりまして、次長は森本次長と、環境省のほうから来ています。

それから課の体制が下に書いてございますけれども総務課、政策評価・広聴広報課、保安院に原子力安全広報課というのがありましたけれども、この政策評価というところ、あるいは広聴という名前を足して広聴広報課ということになっていきます。それから国際課、先ほど海外の関係というのがありますけれども、諸外国の国であるとか、IAEAのような国際機関との関係をしっかりとやっていくと。それから技術基盤課ということで、これは安全規制の基準等を見ていく。それから原子力防災課があります。それから監視情報課、これはモニタリングで、特に文部科学省のほうでやっていたところなんですけれども、監視情報課というのができております。

それから安全規制管理官という部署ができてまして5人と書いてありますけれども、それぞれの管理官の下にスタッフがぶら下がっていきまして、検査官も入れると総勢267人の大きな体制になっておりまして、この管理官の担当として、5人いるわけですけれども。

BWR型の原子炉を担当する管理官というのが一人おりまして、BWR、この柏崎刈羽の柏崎刈羽発電所がBWRなのですけれども、これを担当する管理官。それから、PWRという違う方式の、あるいは高速増殖炉を担当する管理官というのがまた1名いて、それからもともと文部科学省の担当だったんですけれども、試験研究炉とかこういったところを担当する監理官が1名、それから廃棄物とか、貯蔵とか、そういったところを担当する管理官が1名、最後にちょっと切り口違うんですけれども、地震・津波安全対策担当の管理官ということで、5名の管理官、その下二、三十人ぐらいのスタッフがそれぞれついていっているような、要は課みたいな体制ができていくということで、6課、それから5人の監理官の体制になっています。

地方の体制がその下にありまして、原子力規制事務所、こちらでいうと柏崎刈羽原子力規制事務所になりますけれども、文部科学省の事務所が地方の体制がその下にありまして、原子力規制事務所、こちらでいうと柏崎刈羽原子力規制事務所になりますけれども、文部科学省の事務所が一つ追加になりまして、全国22カ所にその事務所があつて、そこに保安検査官が、定員ですと152人、それから防災専門官は30人を配置しているというような状況です。

それから、あと地域の調整官ということで、5名ということで、これはまだ人が決まってないのですけれども、2名決まっているんですけれども、この調整官が5名配置されるということになっています。

あと所管の独立行政法人ということで、JNES、原子力安全基盤機構ですね、これは保安院が所管していた独立行政法人ですけども、これが規制委員会、規制庁の所管の法人になるということで、将来的には国の機関に移っていくということになりますけれども、その機関。

それからあとJAEAですね。それからあと放医研、放射線医学総合研究所、こちらは国の機関と一緒にいるわけではないんですけども、所管するという意味で、一部共同所管を文部科学省であるとか、あるいは厚生労働省との共管になるということでございます。

1枚めくっていただきまして、じゃあ、組織はどう変わったかということが書いてあります。ここで言うとポイントが、組織としてのポイントが二つありまして、一つは「規制」と「利用」の分離ということと、それから2番目にありますが、「規制」の一元化ということです。この規制と利用の分離につきましては、ここに図に書いてある左側にありますけれども、これまでは経済産業省の中に資源エネルギー庁があり、それから保安院があって、保安院が発電用原子炉の規制をやっていたということですけども、これを分離したということと、それから規制の一元化につきましては、例えば文部科学省の中で試験研究炉の規制をやっていたり、あるいはモニタリング、SPEEDIの運用等をやっていたり。

あるいは、内閣府では原子力委員会が核物質の防護であるとか、あるいは原子力安全委員会がダブルチェックをしていたという、少し省庁に分かれて規制をやっておったのを一つの組織でやろうということで、この右側に移っているというわけでございます。

組織上の位置づけとしては、環境省の外局ということであるんですけども、先ほど私が申し上げた独立性というところで、三条委員会ということで、原子力規制委員会の委員は、総理が任命して国会同意を受けるということになっています。そういう組織であるということでございます。

それからもう一つが、一番下の3番目の透明性の高い情報公開ということでございまして、こちらの資料が1枚紙の資料をつけさせていただいておりますけれども、情報公開の考え方ということで、情報公開請求が不要なぐらい、この情報公開をしていこうということでもあります。公開議論、会議というのを、裏面を見ていただきますと、例えば原子力規制委員会の委員が3人以上集まって議論したりとか、あるいは原子力規制委員会の委員や、それから私のような職員が被規制者、こちらでいうと東京電力さんになりますけれども、面談した場合には会議に当たるということで、その内容について原則として公開していくといったことを行うという方向性になっています。具体的には、今後運用方法について検討されていくということになりますけれども、こういった情報公開をしっかりとやっていくということがあります。

あと、原子力規制委員会の委員長は、毎週水曜日に記者会見を行うということ、これ定例で行っていくということで、これまでは保安院では保安院長が月1回やっておったのですけれども、これも毎週やる、あるいは事務方は規制庁の次長なんですけれども、こちらが火曜日と金曜日、週2回記者会見やるということで、報道機関への発表といえますか、こちらも積極的にやっていくということになっております。

ちなみに、ちょっと言い忘れたんですけども、原子力規制委員会は定例会というこ

とで週1回行われるということで、水曜日に、本日も行われておりますけれども行うことにしております。

それからパンフレットに戻っていただきまして、次のページの4番目の原子力規制の転換ということで、これ以外にもあるんですけれども、今後の規制の方向性、新しい方向性として、こちら三つ挙げられておりますけれども、重大事故対策の強化、シビアアクシデントですね、これの対応を法定化して、これをしっかり対応をとっていくということです。

それから、2番目が最新の知見での規制を実施するということで、バックフィット制というのがありますけれども、既に許可が下りた施設についても新しい基準ができればそれに適合してもらおうということでもあります。

それからあと40年運転制限の導入ということで、こういった方向性も出されているということでございます。

それから、5番目が防災なんですけれども、平時と緊急時に、この原子力防災会議を平時に開いて、各省庁がしっかり平時からの準備を連携してやっていくということで、こちらについては副議長の中に原子力規制委員会の委員長が入ることになっております。それから、事務局長は環境大臣ということです。

それから緊急時につきましては、こちら原子力規制委員会の委員長が副本部長として入ることになっていまして、こちら事務局長が規制庁の長官になるということになっております。この中で連携してやっていくということになっていまして。

防災につきましては、もう一つの資料の規制委員会の設置法についてという資料がありますけれども、こちらのページでいうと7ページ目、8ページ目にこの原子力防災対策の強化ということで書いてありまして、少し重なるところがあるんですけれども、一番最後のページを見ていただきますと、(2)のところ原子力事業者の防災訓練を強化していくということで、こちらについて原子力規制委員会ではこの訓練の実施状況をしっかり確認して、罰則もつくということなんですけれども、しっかりこの確認をしていくということ。

それから、(5)のところに緊急時の原子力災害対策本部長、これは総理になるんですけれども、こちらの権限を明確化して、規制委員会が行えるところについては対象としない、総理の権限としないということになっております。

パンフレットのほうの一番最後のページに場所が書いてありまして、原子力規制委員会の東京の本庁というか、本部になりますけれども、こちらは六本木ファーストビルという民間ビルに入っております。それから各事務所もこちらに書いてある住所で、柏崎刈羽事務所につきましては、変更はないんですけれども、こちらの三和町の防災センターの1階ということになっております。

それからあと最後に、予算関係なんですけれども、平成25年度の原子力規制防災対策の重点ということで書いておりまして、1枚めくっていただきますと、平成24年度はもう既に執行が始まっておりますけれども、平成25年度の概算要求の段階、夏の各省庁の要求がそろえた段階ですけれども、817億円ということで、一般会計と特別会計を足した数字ですが、817億円ということで、今年度に比べると非常に増やしているということです。

特に中身につきましては、2 ページ目の下のところにありますけれども、厳しいレベルの規制を確立していくんだということで、3 ページ目のところにありますけれども、新規予算で主な予算措置ということで、3 ページ目の一番上にありますけれども、断層の活動性の判定ができるような知見を得ると、調査研究をやったりとか、あるいはシビアアクシデント、アクシデントマネジメントの規制を高度化するための知見を得るための研究を行うとか、それぞれ10 億円ずつ予算を積まれておりますけれども、こういった新たな規制を高度化していこうという取り組みをするのであるとか。

あるいは、3 ポツのところは防災の関係ですけれども、オフサイトセンター、特に原子力発電所から近い5 キロ以内のオフサイトセンターを移転させる予算、あるいはそれ以外のオフサイトセンターについては、場所はそのまなんですけれども、放射線防護対策をしっかりと改修するといいますか、その予算が組まれております。具体的には原子力発電施設等緊急時安全対策交付金なんですけれども、こちらについても、今年度90 億円弱ぐらいなんですが、171 億円という予算で要求しているという段階であります。

それから、4 ポツのところは人材育成で、今後、国際原子力安全研修院というのをつくって、しっかりと専門人材の育成をしていくということにしているということで、それ以外の予算もありますけれども、後ほど見ていただけたらというふうに思っております。

それから、ちょっと環境省の外局ということなんですけれども、少し役割分担についてご紹介させていただきますと、環境省の本省では除染であるとか、あるいは、がれき処理を担当するということになっておりまして、こちらにつきましては、原子力規制委員会では行わないということで、環境省全体としてはそういうのを行うのですけれども、そういった役割分担になっております。

それからあと、防災の関係で先ほど少し触れましたけれども、平時の原子力防災会議では、事務局長は環境大臣が担うわけですが、緊急時になりますと、原子力災害対策本部というのが立ち上がって、この事務局長は規制庁の長官が担うという、そういった役割分担になっているということです。

それからあと最後に、原子力規制委員会の委員が5 名で、任期がそれぞれ分かれております。規制委員会の委員長が任期が5 年であったりとか、あるいは島崎委員と、それから大島委員が2 年だったりとか、更田委員、中村委員が3 年だったりするんですけども。これ、実は原子力規制委員会の設置法の8 条には任期は5 年とされているんですけども、5 年ですと、5 年後に一気が変わってしまうということがありますので、業務の継続性、危機管理上の観点から、附則がありまして、初回の任期は差がつけられるということになっておりますので、そういった任期に差がついたというようなことになっております。

ちょっといい残したことがあるかもしれませんが、簡単駆け足で恐縮なんですけれども、以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。それと別情報で、視察のときに。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力規制事務所）

言い忘れた件がそれでした。福島オフサイトセンターにつきましては、前回、本来報告すべきことだったんですけれども、8 月1 日に福島オフサイトセンターの場所を移転

しまして、前は少し狭いとか、執務環境が悪いのではないかということだったんですけども、自治会館という、場所的には近いところなんですけれども、より耐震性の高い、オフィスも若干広がったということで、この間いただいた、昨日、班長によりますと、執務環境が若干よくなったということであるんですけども、場所が新しい場所に移っているということをご報告させていただきたいと思います。

◎新野議長

狭いところで、本当に仕事ができるだろうかという複数のご意見がありましたので、ご報告いただいたほうがいかなと思って補足いただきました。

これが新しい規制庁のあらましなので、まだスタート切られて細かいことをここで質問したとしても、なかなかお答えいただけないんですが、何か感想とか、総論的なことでご質問やご意見がありましたら、少しいただきたいと思うんですが。

4のところ、両方まとめてやるようなコーナーにはなっていますので、そちらで皆さんまとめてよろしいですか。

(はい)

◎新野議長

資源エネルギー庁さんのほうからのご説明いただいてから、休憩ということにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

◎磯部 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の柏崎刈羽事務所の磯部でございます。

それでは、先ほど後で説明させていただくという件でございますが、革新的エネルギー・環境戦略についてご説明させていただきたいと思います。資料は1枚紙の「革新的エネルギー・環境戦略（概要）」と戦略の本体、ホチキス止めした10枚ぐらいの資料でございます。この10枚ぐらいの資料を中心に説明をさせていただきたいと思いますが、手元に概要の1枚紙を置き途中で横目でちらちらと見ていただくと理解がしやすいと思います。

9月14日にエネルギー・環境会議が決定したものでございまして、古川大臣がこの議長になっております。この会議には枝野経済産業大臣もメンバーとして入っているものでございますので、経済産業省としても深く関わって決定されているものでございます。

この戦略は、エネルギー・環境会議で議論を行い、その後の全国各地での意見聴取会や討論型世論調査などを踏まえまして、最終的に決定されました。

まず、2ページの上のほうに、この戦略については三つの柱を掲げると書いてございます。

一つ目の柱は、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」ということでございます。その2行下に、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するというのがポイントとなっております。原発稼働ゼロとするのではなくて、ゼロを可能とするような政策資源を投入するというのが、この戦略の柱の一つとなっております。ただし、その過程において安全性が確認された原発はこれを重要電源として引き続き活用をすることにもなっております。

それから次、二つ目の柱は「グリーンエネルギー革命の実現」ということござい

す。そして三つ目の柱は「エネルギーの安定供給」ということとさせていただきます。

この三つの柱のほかに、さらに二つのポイントがございます。先ずは、その下のパラグラフでございますが、さらに以上の3本柱を実現するために「電力システム改革」の断行でございます。具体的には、電力の自由化、発送電の分離ということが論点となります。それからその下には、省エネや再生可能エネルギーの拡大を国内外で強力に推進することによる地球温暖化対策についても取り組みを進めるといったことがございます。

3本柱のほかに、この電力システム改革と温暖化対策、以上の五つの柱で、この戦略が構成されておまして、五つの章からでき上がっております。

4ページに移っていただきたいと思いますが、まず一つ目の柱の、原発に依存しない社会の一日も早い実現ということとさせていただきます。

そのために三つの原則を真ん中あたりに書いております。一つ目は、40年運転制限を厳格に適用する。二つ目は、規制委員会の安全確認を行ったもののみ、再稼働とする。そして原発の新設・増設は行わないという3原則でございます。これを適用する中で原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するという方針でございます。政府が本年末までにまとめる「グリーン政策大綱」をグリーンエネルギー拡大のロードマップと位置付けて、その中で省エネ目標や予算などについて具体的に書き込むこととしており、具体的な対策については、この戦略の中ではまだ決まっておりません。

それから、次の(2) 原発に依存しない社会の実現に向けた5つの政策を示しております。

今後、原子力政策につきましてはエネルギー・環境会議の場を中心として確立するとし、原子力政策はこのエネ環会議で今後議論を深めていくこととなります。ここに五つの政策の提言がございますが、具体的な内容については、この後、議論をしていくということになります。

一番下の行には、原子力委員会のあり方について検討する場を設け、組織の廃止・改編も含めて抜本的に見直すということが書かれております。これを踏まえまして、昨日、原子力委員会が大綱策定会議の廃止などを決定したところでございます。

五つの政策の一つ目は、核燃料サイクル政策でございますが、中段下あたりに、当面以下を先行して行うということで、ここに列挙してございます。

使用済燃料の直接処分の研究に着手するとか、「もんじゅ」については年限を区切った研究経過を策定、実行し、成果を確認の上、研究を終了するなどとされております。

それから特に、下から3行目でございますが、国が関係自治体や電力消費地域との協議をする場を新たに設置して、使用済燃料の直接処分のあり方などについて結論を出していく作業を直ちに着手するという事としております。

次のページに移っていただいて、二つ目、人材や技術の維持・強化でございます。原子力の廃止、それに依存しないということにしたとしても、廃炉や使用済燃料の問題は依然としてございますので、原子力関係の人材の育成は大事になるので、人材や技術の維持・強化策を国の責務として本年末までに策定するという事としております。

それから、3番目の国際社会との連携ということとさせていただきます。原子力は米国をはじめとする諸外国との密接な協力体制の中で行われております。原発に依存しない社会の実現に向けた政策の見直しに当たっては、国際機関や諸外国と緊密に協議し、連携して

進めるということとしております。

それから4番目の立地地域対策の強化でございます。立地地域対策については、立地自治体に十分考慮して措置を講ずるとしてあります。また、立地自治体の構造転換を促すため、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行うとしております。

次に7ページに五つ目の原子力事業体制と損害賠償制度でございます。原子力事業体性については、官民の責任の所在の明確化の検討を進めたり、損害賠償制度については、今後制度のあり方について検討を進めるとしております。

次、(3)原発に依存しない社会への道筋の検証については、常に関連する情報を開示しながら、検証を行い、不断に見直しをしていくとしております。

次の8ページに移っていただいて、二つ目の柱のグリーンエネルギー革命の実現でございます。

具体的には、節電、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入拡大ということでございます。一つ目の節電・省エネルギーでございます。節電というのは具体的にはピーク時の電力需要を抑えるということで、省エネルギーは特にピーク時ということにかかわらず、恒常的にエネルギーを節約するというようなイメージでとらえていただければと思います。

9ページに表がございまして、総発電電力量で見ますと、これは節電に相当しますが、2030年におきましては2010年比でマイナス10%、最終エネルギー消費の省エネルギーにつきましては、同じくマイナス19%という目標になっております。具体的に各個別の分野ごと、すなわち家庭とか産業とか住宅ビルなどの省エネルギーの対策がここに盛り込まれておりますので、詳細は後でご覧いただければと思います。

次の10ページに移りますが、その他、次世代自動車の拡大、スマートコミュニティの実現などについても書かれております。

10ページ下には再生可能エネルギーにつきまして記述がございまして、11ページに表がございまして、発電電力量につきましては2030年に約3倍、水力を除く場合には約8倍という目標になってございます。具体的な再生可能エネルギーの施策については11ページ下でございますが、固定価格買取制度、太陽電池や蓄電池の普及拡大、バイオマス発電の導入などでございます。それから真ん中やや下に立地規制対策、環境影響評価手続き関係では、手続きの簡素化なども進めることとしております。この関連では環境アセスメントの簡素化のための環境省と経済産業省との合同会議も最近設置されて、この検討を進めることとしております。

それから12ページに移りまして、上から二つ目に研究開発や実証試験などの取り組みを行うということとしてあります。

最後のパラグラフ3行ございまして、政府は、以上のようなことを今後、エネルギー・環境会議の場を通じて、グリーン政策大綱を本年末を目途に策定して国民に示すということとしております。

それから13ページに、三つ目の柱、エネルギー安定供給の確保についての記述がございまして、

中段やや下に(1)火力発電の高度利用ということで、LNG火力や石炭火力の高度

利用、あるいは海外での展開を推進することとしております。

14 ページ中段あたりには、コジェネなどの熱の高度利用を進めることとしております。

14 ページ一番下には（3）次世代エネルギー関連として、日本海側でも最近注目されておりますが、メタンハイドレートなどの未利用エネルギー分野などの研究開発も促進することとしております。

それから15 ページには、（4）安定的かつ安価な化石燃料の確保及び供給ということとして、資源国との関係強化等を通じた従来からある石油、天然ガス、石炭の資源確保を図るということも大事なことだと指摘しております。

1枚めくっていただいて、以上三つの柱のほかに二つさらに進めるということの一つ目の、電力システム改革の断行ということでございます。電力市場における競争促進や、発送電の分離などがございますが、（1）競争促進につきましては、小売市場の全面自由化により、全ての国民に「電力選択」の自由を保障することや、電力の卸売りに関する規制の撤廃などを進め競争を促進することとしております。（2）送配電部門の中立化・広域化としては、具体的な対応として発電部門と送電部門の分離や、地域をまたいで系統を運用する中立的な機関を創設し広域運用を実現することなどが示されております。政府は以上のような内容を具現化した、電力システム改革戦略を本年末を目途に策定し、国民に示すということとしております。

それから最後の章になりますが、17 ページの地球温暖化対策の着実な実施でございます。地球温暖化対策につきましては、我が国は環境基本法に基づいて今年4月に第四次環境基本計画が閣議決定されております。2050年までに温暖化ガスを90年比で80%削減するということを目標としておりまして、引き続き対策に取り組んでいくということで、以下、具体的なことがここに書かれております。

例えば、国内における2030年時点の温室効果ガス排出量を1990年比でおおむね2割削減することを目指すことや、森林等の吸収源対策や国際的な取組みの推進などが示されております。

次の18 ページの最後ですが、以上を踏まえまして、政府は本年末までに13年以降の温暖化対策の計画を策定し、国民や国際社会に示していくということとしております。

最後19 ページでございますが、政府は原発に依存しない社会への道筋を実現するため、グリーンエネルギー拡大の状況など、いろいろな点について今後検証を行い、不断に見直しをしていくこととしております。その際に政府は、情報を開示して、こうした戦略の検証を行うための体制を内閣官房に整備するということとしております。

詳しい具体的な計画については、この戦略の中にも書いてあるとおり、いろいろな計画を今後つくって国民に示していくこととしております。幾つかは年末までにその計画をエネ環会議の場などで議論をしていくということとしておりまして、細かいところはまだ見えない部分が多々ある戦略となっております。

内容的に2030年代の原発稼働ゼロや、サイクル事業の継続などについて矛盾があるのではないかとというようなご指摘も多々ございますが、それらは今後の議論の中で決めてゆくという内容となっているものでございます。この戦略は決定は、そういった議論のまさにスタートに立ったというところだという位置付けでご理解いただくのが分か

り易いのではないかと考えております。枝野大臣も記者会見などで、細かいところは今後の議論で決める、あるいはさらに細かい精査が必要だという説明をしているところでございます。

先ほど説明させていただいた、資料の2枚のホチキス止めの資料に戻っていただきたいと思っております。2枚のホチキス止め資料の1枚目のところ、9月14日の第14回エネ環会議の下に明朝体の文字で、参考として、10行くらいここに書かせていただいております。この戦略の中で、主なポイントとなる部分を抜粋という形で、ここに並べさせていただきます。参考として、この戦略に基づき本年末を目途に新たに策定する大綱等という見出しにさせていただきます。先ほどご説明した戦略の内容のおさらいとしてご覧いただければと思っております。

まず一つ目の丸でございますが、本年末を目途に新たに策定する大綱等として、この四つがございます。

一つ目は、グリーン政策大綱で、グリーンエネルギー拡大のロードマップと位置付けて、節電・省エネの目標などを書き込むというものでございます。エネ環会議の場を通じて、これを策定していくこととしております。

それから二つ目の電力システム改革戦略、三つ目の温暖化対策の計画、最後が人材や技術の維持強化策です。この四つを本年末を目途というような時間軸で策定することとしているものです。

二つ目の丸でございますが、新たな原子力政策をエネ環会議の場を中心として確立するという事です。先ほどご説明した原子力委員会の大綱策定会議の廃止もこれに関連するものでございます。

それから三つ目の新たな場での検討ということでございます。三つでございます。原子力委員会については、原子力の平和利用などの確認などの機能に留意しつつ、そのあり方に関する検討の場を設けて見直すということとしております。それから二つ目として、国が関係自治体や電力消費地域と協議する場を設置して、使用済燃料の処分の在り方などについての検討をするということでございます。三つ目として戦略の検証を行うための体制を内閣官房に整備するということでございます。

それから最後の丸、「もんじゅ」については、年限を区切った計画を策定し、今後成果を確認の上、終了するということとしております。

細かいところはわかりにくいところもございますが、可能な範囲で説明をさせていただきました。後ほどご質問をいただければ、可能な範囲で回答させていただきたいと思っておりますが、細かいところはまだ決まってないところも多々ございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

ありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございます。これがご報告2件ですので、5分程度休憩を入れさせていただいて、委員が戻り次第、質疑応答に移らせていただきます。

では、休憩お願いいたします。

(休憩)

◎新野議長

戻られたようですので、(4)に移らせていただいて、2、3を中心とした質疑応答に移らせていただきます。非常に今、国民からもとても注目を受けている2と3の内容ですので、ご報告された方々には大きな責任がありますので、とても慎重に一生懸命ご説明いただいたんだと思います。

でも、皆さんご理解があるとおりに、まだそれほど詳しいことをこの場でご説明いただくような時期にはなっていないと思いますので、今のご報告とは別に委員さんに見れば、日常、テレビとかネットとか新聞とか、いろんなマスコミの方からの情報も多々受けられてきたことと思いますので、あまりかたく考えないで、今それぞれの委員さんが持っている情報と、今日お聞きになった内容で、オブザーバーの方に何かをぶつけるというよりは、まだ委員同士やそれぞれの住民の立場で今の状況をどう考えるのか、これからどういうふうに期待するのかというようなことを一言ずつ述べていただくのが一番いい時期かなとも思います。

何か懸念材料があれば、それをまた申し上げながら、そういう検討も加えていただければ、できればありがたいなと思いますので、あまりこれを追求してどうこうというような話になる時期でないことをご理解いただいて、そういうような質疑になっていくといいなと思います。課題があれば課題をきちんと、こういうような視点で、課題を自分としては挙げたいというふうなご意見でも構いませんので、ぜひ要約されて、簡単に全員の方から少しご意見をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

中沢さん、お願いします。

◎中沢委員

中沢です。

今、資源エネルギー庁のほうから、革新的エネルギー・環境戦略ということで説明をしてもらったんですが、私、これに対する意見というか、私の思いをちょっとお話ししたいと思うんですが。

野田内閣は9月の17日に原発ゼロの革新的エネルギー・環境戦略ということで、原発ゼロというような言葉が入ったような閣議決定を見送ったということなんですよ。その前、政府として国民の意見を聞くということで、意見聴取会、それから討論型の世論調査、それからパブリックコメントということで、国民の意見を十分聞いたということなんです。

パブリックコメントでは、即原発ゼロというのが81%、それから段階的原発ゼロというのが8.6%ということで、全体では原発ゼロというのが9割ぐらい占めているといった状況だったんだそうです。大多数の国民が原発ゼロというのを要求しているということなんです。当初、政府のエネルギー・戦略会議が掲げた、2030年代に原発をゼロにするということを決めることができなかったということなんですよ。

それで、今、ほぼはっきり決定したということが2030年代に原発ゼロを可能とするというような文言で表現されているんですよ。代というのは変わらないとしても。当初は最初は2030年というようなことだったんですが、それが30年代ということになって、さらにゼロを可能という、そういうような文言が入ったということなので、非常にやっぱり文言というのは私は曖昧な表現だというふうに思います。

本当にこれがゼロが可能になるかどうかというのが、やっぱりわからないんですよ。

さらに、再処理というのを続けると、それから建設中の原発は継続してやると、それからこの中に入るんですが、大間のフルMOXの原発もその稼動も考えているというようなことで、まったく福島事故の反省というのは考えていないような、それからまったく国民の要求を無視しているという状況ではないかなというふうに思います。

こういう状況で、今福島事故の後始末がまだできていないというような、こういう中で、このような政府の方針というのは、私はまったく理解できません。もう一度、福島事故の原点に戻って、国民の要求に合致した政策を立案してほしいというふうに思います。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。じゃあ別にどなたか、よろしいですか。

川口さん。

◎川口委員

中沢さんは、国民の要求は全部そうだとおっしゃっていましたが、私は必ずしもそうとは思ってないし、実際問題、経済界からはいろいろな声が出ていると。やはり今事故が起きた後で、やっぱり感情に走っているということは事実だと思います。

あともう一つ、ちょっと誰に質問していいのかわからないけど、この閣議決定もゼロはされなかったということですし、こういったエネルギーの政策というのは国策であって、重要な施策であるのに国会で審議もしないで、このままいつ崩れるかわからない政権が決めたものが、うまくこのままやるんだと、号令のもとでやっていいものかどうかちょっとわからないです。

◎新野議長

とても重要なことなんですよね、中身は。原子力委員会を廃止するなんていうのも、なんかすごいことじゃないかなと思うんですけどね。

続けて石坂さん。

◎石坂委員

石坂です。

今ほどいろいろ説明をいただきましたけれども、まず、規制委員会のことに関してでありますけれども、位置付けとして今後規制委員会さんが原子力発電所施設の安全性の判断基準を示して、その判断基準を基に政府がその辺の運転の許可を下すというような形なんだろうというふうに思っていますが、今後も今までも結局同じだったわけではあると思うんですけども、規制委員会さんはあくまでも安全の判断だけで、実際運転可否の判断は政府が下すということであったとしても、今後もやはり規制委員会さんは、我々のような立地点の地元に対しての、その辺の評価の説明というか、技術的な部分の説明は丁寧に行っていただきたいというような要望が1点と。

それから、質問なんですけど、先ほどの規制委員会さんの説明の中で、5人の安全規制管理官がいらっしゃるという中で、BWR担当とPWR担当と、試験路担当と、それから廃棄物担当と、それから最後ちょっと私の聞き間違いで、津波担当とおっしゃいましたですか。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力規制事務所）

地震津波担当です。

◎石坂委員

地震津波担当と、災害担当ということですね、はい。わかりました。

それから、国のエネルギー戦略、エネルギー・環境戦略のことですけれども、ある意味、先ほど中沢委員が言われたこと、指摘されたことの、逆に言うと、私は指摘されたことすべてが現実的なところなんだろうなというふうに思っている立場の人間であります。その部分はやはり評価をしたいなというふうに思っています。

何と云っても、説明の中にありましたけれども、エネルギーの安定供給ということが何よりも一番、安全安定供給ということが一番の命題だというふうに思っています。それに全力を尽くしていただきたいわけですがけれども。

そういった中で、いろんな意見があって、私もここでしっかりとこれがどうだこうだというほどの知識を持ちえてないですけれども、電力システム改革の断行というところで、電力市場における競争促進とか、送配電の分離のようなことがうたわれていますけれども、それが安定供給の阻害要因にならないような、きちんとした仕組みをぜひ整えていただきたいというふうに思います。

今の9電力以外の電力業者、都市部ではそういったところからの供給ということもやっていますけれども、それはこういった地方とか、日本全国にそれが行き渡るといような状況にはとてもないように思っていますし、再生可能エネルギーの普及ということも、今非常に明るいように言われていますけれども、当然そんなふうにはいかないというふうに思っているところもありますので、重ねて安定供給という部分の仕組みづくりを、きちんとしていただきたいというところです。

◎武本（和）委員

武本ですが、三つのことを聞きたいんです。

最初は、東京電力、今のような難しいというか、基本的な話ではなくて、単純な話から先聞きます。それは、もう一週間も経ってないと思うんですが、バックホウがひっくり返った話、バックホウの運転手というのは大勢いるんですね。このニュースが流れた段階で、何人かのそういう運転手が、何やっているんだと。バックホウなんかめったにひっくり返らないんだぞ、こういう話を聞きました。

よほどのことをしない限り、しかもこれがひっくり返るのは重たい荷をつるしてといましようか、それで重心をなくしてひっくり返るといのはないわけじゃないけれども、そんなことをやるのは素人というか、よほどの間抜けな人間だと。こういう話をして東京電力は何をしているんだと。多分よほどおかしなこと、例えばスピードの出し過ぎとか、そういうことで、こんなことをやっているんじゃないか。

しかもみんなが、こういう準備もしました、ああいう準備もしました、着々と体制を整えていますという宣伝の一つがこの話でした。がれき除去の重機を常時配備しますみたいなことを言ったけれども、こんなことを起こして、何なんだということを複数の重機運転手から電話をもらいました。

それで、これは一体何なのかというのは、こういうことがあったという説明もいいですが、なぜこんな初歩的なへまをするのか。そういう点で、住民の声がありましたので、これをまず言っておきたい。これが一つです。

それからもう一つは、エネ庁の話の前に、実はこういう議論が今度、規制庁もスタートしたんだし、10月にはしましようという話をしたときに、エネ庁の話の中でピークカットの話、需要が今後どうなっていくかということは、実績を踏まえた議論でなければ意味がないではないかという議論がありまして、東京電力に対して今年の実績を示してくださいと。そしてそれは、私の関心は、東京電力の、あるいは全国の電力の最大値を示したのが私の記憶では今データ持ってきていませんが、2001年、11年前の東京電力の値だと6,420だか30万キロワットだったと記憶しています。そして、今年の5月20日前後だったと思いますが、今年の夏場の需要想定を東京電力はして、5,400万キロワットぐらいと5,300万キロワットぐらい、暑ければこれだけになる、平年だったら5,300幾つになるみたいな数字を出していましたね。

そして今年、夏場のピークというのは9月の第1週かなんかで終わるということになっていて、実績値が5,070だか80だった。こういうことがもう10年間、少なくとも東京電力のピークは増えてない、現状のトレンドにあるという、これは製品の改良だとか節電だとか、いろんなことがあるんでしょうが、こういう実績のもとに、今日エネ庁の説明の中で、9ページかなんかに、キロワット、瞬間値ではなくて年間電力量で1.1兆キロワットを5年後に2%、10年後に5%、20年後に10%減らしますという計画立てていますよね。

そういうふうに読みましたが、この数字も以前から何回かここに示したもらったエネ庁の三、四年前のパンフレット、既に減少が始まっているのに、人口の増加も減った、少子高齢化がどんどん進む、そして省エネ機器が増える、こういう中で、まだ拡大するという計画のパンフレットを示していて、数字の実績からこんなことにならないのではないかという話をして、今回減る計画にはなっていますが、こういうのも実績としてどうなんだと。恐らく、私の記憶ではリーマンショック以降、総電力も増えていないはずなんですよ。

そして、これからどのぐらい減るかというのはよくわかりませんが、感覚的にというよりも、私はやっぱり過去の実績、そしてこれからの時代の動向みたいなのを見て、なるほどと思う計画でなければならないのになっているのかと。

その前提として東京電力、今日なんでそういうのを示してくれなかったんですか。今日は間に合わないでしょうから、ホームページに出ているのを知っていますよ。知っていますが、予測が外れたこと、その理由はなんだかくらいの説明をしてもらって、今後どういうトレンドで推移するのか、そういうことを示してもらわないと、架空のといいましようか、根拠のない議論になるような気がしてならないもので、三つのことを言いました。

バックホウひっくり返りの話。それから、東京電力はなぜ今年の実績を報告しなかったんですか。そしてエネ庁に対しては、この予測が実績を踏まえたものですかと。まだ拡大基調を下敷きにしたようなものになっていないんですかということを知りたいと思います。

以上です。

◎新野議長

横村所長、お願いします。

◎横村所長（東京電力）

まずバックハウのお話ですけれども、本当にご心配をおかけしまして、大変申しわけございません。大型特殊の免許を取って、社員でも放射線が出たときに、そこに飛び込んでいこうという意識でやっていたんですけれども、大型特殊はいろんな車種がございまして、ホイールローダーで免許を取ったんですけれども、こういったバックハウみたいな、ああいった枝といいますか、アームが出ているやつを運転したことがなかったということでございまして。下りの、しかも逆バンクといいますか、そういったところでひっくり返ってしまったということでございます。

この件に関しましては、やはり免許を持っているから大丈夫だということではなくて、それこそベテランの方に車種に応じてよく訓練していくということが重要だということでした。しっかり認識しましたので、これからそういう方にも習って一生懸命練習してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございます。

伊藤さんお願いします。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

東京電力の立地地域部長の伊藤でございます。

今、武本委員からお話ありました、夏の需給について、今日ちょっと資料をお示しできないことについてはおわび申し上げます。来月きちんとお示ししたいと思いますが、まず今年の夏の状況ですが、お話にありましたとおり、8月30日に記録しました5,078万キロワットが最大でございました。ちなみにその日の供給力は5,453万キロワットでございます。

昨年はかなり震災直後ということもあって低かったんですけれども、昨年と比べると少し増えてございます。その辺のなぜそういう状況なのかという詳しい分析はなかなか難しいんですが、やはり減少している理由は景気の影響も含まれますが、やはりお客様の皆様方の節電の効果がかなり大きかったというふうに考えてございます。

この辺につきましては、先々の見通し、なかなか難しいところでございます。産業がかなり景気の問題もあったり、あるいは海外へのシフトというようなことも出てございますし、一方で節電というようなこともかなり影響しているとは思っています。なかなか分析が難しいんですが。

お話ありましたように、ここ10年間ほど最大需要については、それほど伸びてないという状況でございます。このことは事実でございます。先々どういうふうに需要を想定していくかということについては、全体をよく見ながら、改めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。とりあえず今の段階での状況のご説明でございます。

◎新野会長

ありがとうございます。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

エネ庁でございます。

先ほど、戦略の9ページの電力需要の見通しの数字につきましては、手元に今、資料がございませんので、確認の上、次回以降に説明をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど川口委員から、いろんな大事な政策が国会での議論を経ずにどんどん決められていくということに関して適切かというようなコメントございました。これについては、政府が決めた方針に基づき、いろいろな計画を検討・策定する組織それぞれにおいて、法律的な考え方などもきちっと精査した上で、可能な範囲について決めていくということになるかと思えます。

ただし、政権が変わった場合には、政府が決めた内容についても、必要に応じてその政策の変更ということは当然あり得ることになるかと思えます。以上でございます。

◎新野会長

ありがとうございます。

高橋さん、お願いします。

◎高橋（優）委員

私、この原発なしでも混乱は起きなかった、今年はですね。政府や電力会社の言うことは信用できない。これが今年の夏、国民が体験したことではなかったでしょうか。今、電力供給量について言っていましたけど、これも原発のない供給量だったと思いますけども、つまり福島事故から1年経過するんですけども、国民の世論もやっぱり大きく変わっているんだらうと思えます。福島原発の事故は終息はしていないわけですよ。多くの被災者の方が先の見えない不安だとかに苦しみのもとに放置されていると思えます。9月24日付、今日の発表のこの東京電力さんのセシウムの出ている量も、放射性セシウムの量も毎時1万ベクレルですよ。これずっと続いているわけですよ。こういうこれらのことが例えばさっき中川委員が言ったように、パブリックコメントにやっぱり反映していると思えます。今、どうなっているかという、さっき言われたように、即原発ゼロが86%でしょう。90%以上が廃炉を求めているわけです。

福島市での意見聴取会では、全ての原発をすぐ廃炉が圧倒的な意見だったと言われていすよね。この福島事故の被害の深刻さとか恐ろしさというのがやっぱり国民の実感となってきたのではないのでしょうか。この86%という、即ゼロにしろという意味は。この原発に頼らない社会の道を進もうと願う国民の意思は、やっぱり明確だと思えます。この国民の願いに応えることに舵を切ることが、私はやっぱり政治の最大の使命ではないかと思えます。直ちに原発ゼロの日本を実現することが、私もその認識を発展させています。政府はさっきも閣議決定の話が出ていますけれども、世論調査を裏切って閣議決定さえもできない政党といいますか、内閣政府になっているわけですけども。

3.11を機に、日本国民の政治的、社会的意識の変化というのは巨大で、速度はやっぱり加速しているのではないかと思えます。政府もそれからメディアも予想ができていない。例えば、東京新聞は、首相官邸前行動を報道していないということでもって読者から批判をされて、実は取材に行っていなかったということで、自己批判して事の重大さがわかっていなかったことを率直に認めていますよね。今、首相官邸前で、これはYou Tubeでも見れますけれども、制服。制服というのは服のこの制服のことなんですけど、制服向上委員会というAKB48みたいなアイドルグループが最近歌っている台詞にこんなものがあるそうです。「今、日本にいらぬもの。それは原発、民主党、オスプレイ」。私は非常に共感しております。

◎新野会長

ありがとうございました。

はい、前田さん、お願いします。

◎前田委員

前田です。

私、この間の何でしたっけ。シンポジウムもお話を聞いていたんですけども、実はあのシンポジウムを聞きましてですね、ちょっと安心したんです。それは、なぜかというところ、確かに3.11をめぐって大変なことが起こったのは我々もよくわかっていますけれども、じゃあ、現実に置きかえたときに、地元である柏崎が激変を求めているわけではないという意見が、かなり多かったなと実は思いました。

そんな視点から地元のことをあえて申し上げるんですけど、私、福島の実情を踏まえても、逆の立場でいえば、私、前にも皆さんの前で言ったことがあると思うんですけども、25年も30年も救われなかったら、せめて金ぐらい出してやればどうだと。1家族1億円ぐらいの保障してやればとりあえず心配はなくなりますから、とりあえず次の生活ができるわけで、もし、そのために原発を再稼働したほうが早くそれができるんだとしたら、やってあげたほうが福島のためだと思います。そういう意味では、今ある資源を全て使って福島に対処すべきだと思います。

それから、私はもともと推進派の立場ですし、今でも原子力は必要だと思っていますんで、あえて申し上げるんですけども、やはり確かに世の中変わっていますし、それから民意も大事だと思うんですけども、民意が世の中で一番大事ではないですよ。それは、中国を見ればわかります。あれだけのデモが来て、不法なことをやって、でも、あれ民意ですよ。基本的に。中国はそう言っています。

でも、やはり民意の中でも現実を考えたときには、あの、ポンだと思っていますけど、民主党政権は、私は個人的に。別に非難するつもりはあるわけではないんですけど、引き合いに出させてもらおうと。あの政権でさえゼロという言葉を引き込めざるを得なかったのが現実なんだろうと、今、私は思っています。

なので、出てきた今回のいろいろな官庁のやつは、今後を見ないとどうなるかわからないと、正直言うと思っています。ただ、できればやはり先の見えない中でも地元にとって利益のあることとか、何か防災に資することとか、そういうことに関してはぜひ、やはり前提条件を、そういうことを論議すると再稼働につながるとかおっしゃる方もいっぱいいると思いますし、心配もあると思いますが、ただやっぱり私はその辺は、分けて進めるべきなんではないかなと改めて今日の報告を聞いて思いました。以上です。

◎新野会長

ありがとうございます。

はい、吉野さん。

◎吉野委員

今日の報告にもあったんですけども、原子力委員会が原子力大綱ですか、策定会議を廃止したり、それから原子力委員会自身も廃止するかどうかというようなところに来たり、それからこれもちょっと古いんですけども、学術会議が今までずっと推進する人たちが言っていた廃棄物の地層処分といいますかね、地下でやるというのは、これはもう

全然だめなんだと、別のことをやらなくではだめだということで、この前クローズアップ現代なんかでも取り上げていました。

そういうのを見ますと、昔、アメリカのアイゼンハワー大統領が、国連総会か何かで原子力の平和利用ということ言い出してからも60年近く経とうとしているわけですが、やっぱりいよいよ原子力の利用がもう曲がり角に来て、どうにもならないところに来ているのではないかなと、そういうふうなことを非常に今、今日の話聞いて痛感したわけですが。

ですから再稼働についても枝野通産大臣だと、それは政府が関与しないで事業者とか地元自治体ですか、何かそういうところで話してほしいと言ったり、つい最近の報道では、規制委員会も、いや、それは規制委員会としてはいろんな審査はするけれども、その最終的な経産省ですかとか、事業者でやってほしいとか、そういう非常に混乱をしてくているような状態だと思うんですが。

そういう中で、私たち地元住民としては、どういう考えというか、立場で行くかということ考えると、やっぱり地元の住民自身が自主的、自覚的にいろいろ勉強して、自分たちが納得いくそういう脱原発。さっきの政策会議もね、30年に脱原発の可能性をというようなことを言っていますが、そういうような納得いく方針をやっぱり考えて勉強して、それで自治体や国とか事業者に求めていくという、そういうことが大事になってきているんだと思います。

先日もこの地域の会も協力して市が主催した「これからの柏崎とエネルギーを考えるシンポジウム」というので、私もちょっと参加させてもらったんです。大変いい議論があったと思いますので、こういうことを市民みんなが真剣に考えて、これからは今度、今月ですかね、柏崎市の医師会とかが、「チェルノブイリと福島から学んだこと、学ぶべきこと」ということで、京都大学で原子炉を実験でやっていた方とかそういう人が来て講演があるというようなものもありますので、やっぱりいろんな専門家の方とか、それから自分の考えとは反対とか、違う立場の人の意見とかそういうものを十分市民が聞いて、市民としての納得のいく脱原発の方針をね、やっぱり考えていくというか、要望していくという、そういうことを市民がやる力を持っていかなくてはならないのではないかなということを感じました。

以上です。

◎新野会長

ありがとうございます。

あと、発言されていない方で。はい。

◎桑原委員

桑原です。

革新的エネルギー・環境戦略の中で、先ほど石坂さんも言われたように、電力の安定供給というのがですね、本当に具体的に、LNG、まだ石炭火力等が中心になるような内容なんですけど、国外で戦争等があった場合のそういう備蓄の問題、そういうものも含めた内容でなければいけないのではないかというふうに思われるんですが。その辺はまあ今後の話になると思うんですが、やはり国民の前にはそういうものも全部わかるような示し方をしてほしいということと。

それから、当然LNG火力とか石炭火力に中心になるとなれば、ほかの再生エネルギーよりもかなりの比率になるわけですが、そういうものの中で、ここでもうたわれておりますが、地球温暖化対策というものが本当にイコールで進むことができるのかというのは、非常にちょっと本当なのかなというようなことは、我々やっぱりすごく感じるんですね。ですから、その辺の整合性というものもわかるように今後示してほしいということとですね、やはり、先ほど皆さん何人か申し上げておられますが、原発ゼロということの受け取り方は、みなそれぞれ違うんだと思うんですが、私やっぱり一個人として、それから企業として、国としてというような中身はそれぞれ違うんだと思うんです。

一個人から見れば、節電をしたり、電気料金を多少負担すれば何とかなる。そこでとまっていると思うんです。企業というふうに考えれば、電力料金が何倍かになって、その企業が死活問題になるような実際そういう問題になってくる。国とすれば、そういうものも非常に大事なんですが、目先のことではなくて、将来的にやはり何十年先に答えが出るようなやっぱりそのものを目指したものをつくるべきというふうな、そういう各考え方によってかなり内容は違うのだと思いますね。そういう意味では、やはり目先の国として一番やはり政府がやってもらわなければいけないのは、選挙対策とか、そういうことではなくて、自分はどうかであろうが国がどうなるんだというような、そういう大きい方向性というのはやはり我々一個人とすれば感じるような内容にしてほしいと思っております。

先般、再生エネルギーの優等生であるというふうに言われています、電源開発株式会社の奥清津発電所の用水式の水力発電所を見学に行ってきたんですが、あれは水を流して発電をする。すごく優等生だ、いいことだと。でも、みんな見学して帰ってきてよく考えたら、やはり、その水を今度夜逆に戻す、それは外部電力がなければ戻されない。そういうその再生エネルギーというのはいろんな問題がある。問題があるというよりも、電力は必要なんだというようなものを、やはりもっと基礎電力の中に必要なんだということも広く、国はそういう戦略の中に取り入れて知らせる必要があるんじゃないかということですね。

やはり原子力発電所は、私個人的には、安全を最大限に確認した上で、温暖化に対しても、非常に失業問題に関しても、やはりこれは必要なものだということだと私は思っています。一説によれば、原発がゼロになれば、200万人ぐらいの失業者が出るというふうに言われていますが、その200万人の家族4人を掛ければ800万人とか1,000万人とかいう話になるわけですね。そういうふうな人もいるということも、やはりある一方では考えていくべきではないかなというふうに思います。

◎新野会長

ありがとうございます。

お隣、高桑さん。

◎高桑委員

高桑です。

先ほど高橋さんが福島事故のことを少し、もうちょっときちんと見なければいけないのではないかという観点のお話があったと思いますが、福島事故で冷静に見てみれば、まだ終わっていません。先ほど、高橋さんがおっしゃったように、いまだ多くのセ

シウムを出しながら終息の目途も立っていないと、そういう現実をきちんと見たときに、それからもう一つ、原子力発電所は使用済み燃料の処分の問題、その辺のところを考えたときに、電気を起こす方法として原子力というのはもうこれはやめざるを得ないのではないかと、私はそういうふうに考えています。

本当に繰り返しますけれども、福島の方たちは今16万人、原発絡みで16万人の方が避難しているというふうに言われていますし、地元で残って暮らしていらっしゃる方々も本当に放射能の心配をしながらですよ、一時も心が休まる時がないような形で暮らしているんだと思うんですね。

原子力発電所を続けていったときに、また、それと同じことがほかの土地に起こる可能性がたくさんあるという、それを見越して、なおかつまだ電力を起こす方法として原子力を考えるということは、もうこれは本当にやめなければいけないのではないかと。

今ほど原子力がなくなることによって雇用の問題なんかもあるのではないかと。あるいは地元の利益の問題もあるのではないかとというお話がありましたけれども、それは非常に困難なことかと思うけれども、雇用の問題も地元のその利益の問題も再稼働を行うことによって得るのではなくて、原発を使わないという形で何とか工夫しながら見つけていくということを模索することが、私は今の時代だけではなくて、この後、ずっと続く世代のためにも、ここは人間の英知の出どころではないかなと思っています。

ただ、現実的には、そんなに即廃炉ということにはできないということがあるのが非常に心痛むところですよけれども、それに関連して、私は今日は原子力安全規制庁ですか、このことの心配をちょっと言いたいと思って来ました。

この規制庁のほうは、この委員会の委員のメンバー5人の人選につきましても非常にたくさんの異議があるところを、国会の同意を得るということができないまま動き出したわけですよ。いろんな問題がこれまでの原発の問題もそうでしたけれども、今の原発の問題も本当に大事なところをきちんと確認する。きちんと検討することをしないまま何となく崩壊的に次々と、こう事が進んでいくと。

この原子力規制委員会の委員長、あるいは委員のメンバーの選定について、決定についても今までと同じように、いろいろ異議があるにもかかわらず何となくすっともう始まってしまったと。そこでどんなことができるんだろうと。しかも、委員会はこれまでの保安院がほとんどそっくり移っていくという。これで本当に安全の規制ができるんだろうかということ私は非常に心配しています。

今ほど言いましたように、すぐに原発がゼロになるということが現実的でないとすれば、せめてきちんとした安全の規制というものが実行されなければ私たちは安心して暮らすことはできないわけなので、この規制委員会の果たす役割ということは非常に大きいものですよ。それが今のような曖昧な形のまま出発して、何となく言葉は多いけれども内実がどうなんだろうというような状態の今、現実だと思います。

先ほど、公開します、毎週水曜日に田中さんは記者会見しますとか、いろんなものは公開しますと言いますが、公開はすればいいというものではないと私は思っています。公開された後で、そこでいろいろ起こった疑問や例えばここで暮らす住民の意見や、何かはどういうふうにその委員会に反映されるのかということまできちんと確かめることができなければ、公開されました、だから、いいでしょうということにはなら

ないと私は思っています。そういう点でこの規制委員会のことに対して非常に心配です。

それで、それにつきまして、先回も私は言ったように思うんですけども、国会の事故調査委員会が幾つかの提言をしています。その中で、この私の心配、規制委員会が果たして安全規制がきちんとできるのかということ、規制委員会が本当にそういう形でやってもらえるのかどうかということ、チェックする機能であるようなものを提言していますよね。それで、規制当局に対する国会の監視というような提言をしています。

少なくともこの一つの提言だけでも何とか実現できないものかと。今、見てみますと、国会事故調が提言した重要な提言が七つあるわけですが、その一つも話題にもなっていません。

こういう状態の中で、例えば今言ったように、規制委員会のようなものだけがとっとと前に進んでいくと。これはどうなるんでしょうと。国会事故調査委員会が提言した七つの提言の全部と本当は言いたいところですが、少なくとも規制当局に対する国会の監視というところだけでも、何とかきちんとね、形のあるものにできないものだろうか。そういうことをしてもらおうための方法としては何があるんだろうと。どうしたらそれをきちんと取り上げてもらえるようなものになるんだろうと。私はそのところを強く思うんですよね。

もし、この地域の会というようなところがそういう国会事故調査委員会が示したようなそういう提言に対して何かしら、実現して行ってほしいですよというように申し入れみたいなものができて、それが届けることができるのであれば、ぜひ、そういうふうなところのこともここで話題にさせていただけないものだろうか。事故調査委員会の提言がこのまま葬り去られるのは大変な問題だと思っています。

取りとめないですけども、最終的な結論は原子力規制委員会が当てにならない。この不安を埋めるために、国会事故調の提言を何とか実現する方法を考えていただけないものだろうか。実現してほしいという要望です。

以上です。

◎新野会長

ありがとうございます。

はい、滝沢さん、お願いします。

◎滝沢委員

滝沢でございます。

いろいろな意見がございましたけども、大体同じような意見でありますけども。原発がもともと国策でやってしまうというのが事実なわけですけども、そうであるならば、これからのエネルギーですね、エネルギー政策、あるいはそういった目標というものが、もう少し国民にはっきりその方向を示すべきではないかというふうに思っています。

どうも、曖昧というか、先ほどの文章にありましたように、いいかげんといいますかね。逃げ回っているような部分もあるのではないかなというふうに思います。だからこそ国民が、原発は、というような考えも出てくるのではないかと思いますけども。

確かに原発に頼るとい部分もないわけではないんですけども、今、エネルギーがそれに代わるものがないわけですね。ないからこうやって困るといのか、30年規制だとか何だかんだ言っていますけども、あればこれはもうすぐ原発なんかやめてもいいはず

なんですね。

だから、そういった部分で原発はすぐなくすというわけにはいかないかもわかりませんが、その中でさっきも三つの例ですか、原則なんていうような話もありましたけども、40年もって規制しようというのがありましたし。

それから、原子力規制委員会の安全確認においたもののみ再稼働するというような中で、2030年に原発稼働ゼロを可とするようという部分がある、何かじゃあ、期限が過ぎてもまた再稼働、特に事故が起きないから再稼働するのかなというように、この辺曖昧なような部分もあります。ここは何かどうなのかなという感じがあります。

それから、今、大間で原発、また、再稼働に向けた建設をしていますけども、これは原発の新設・増設は行わないというふうな原則にも反する部分もありますけども、これはもうその国がどういう考えで国民にアナウンスしているのかなという部分ありますし、エネルギーを今後もどういうふうに考えていくのか。恐らく20年経った、30年経ったって今の原発にかなうものはないんで、当分は原発はなくさなくても基数は減らしても、やはり原発というのは耐えてやらなければならない部分もあろうかと思えますけども。エネルギーがないわけですから。あっても、今度はお金やコストの面で多くかかりますし、それに代わるようなまた今、一月3万5,000円ですか。何か増えるというように話も出ていますが、安全に運転してもらおうということが第一だろうというふうに思っていますけども、事故は事故として厳粛に受けとめていかなければならない問題だというふうに思っています。

以上です。

◎新野会長

お隣。徳永さん。

田中さんが先がいい。いいですか、譲って。はい。田中さんたつてのお願いで。

◎田中委員

すみません。私も何ていうんでしょう。この原子力エネルギー政策の見直しっていうところにすごく矛盾というものを感じて、いいように文面がつくられているんだなというのを感じました。

あと、もう一つ、勉強不足で何かこんなこと聞いてはあれかなと思うんですけども、40年運転した場合、今、日本で例えば来年度からまた、再稼働しますというふうになった場合、何年。今、例えば新しいのではないと思うんですよ。もう何年か使った原子炉だと思うんですけど、それ何年で終わるんですかね。それをちょっと質問したいんですけど。何年後まで、40年はもたないと思うんですよ、もう現在動いていた機種だと思うから。何年後には終わるんですかというのがちょっと聞きたかったんです。

◎新野会長

今のご質問に正確にお答えいただける方は。わかりますか。でも、一覧表がないとばつとはね。そうですね。

◎田中委員

だいたい。例えば柏崎では。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所（原子力規制庁）

ちょっとまあ、柏崎が一番古いやつでもまだ30年経っていないぐらいですので。ち

よっここもですね、まずはそういう方向性ということなので、詳しく先ほどお配りした資料の「原子力規制委員会設置法について」という資料の、6ページ目のところに書いてありますけれども、この40年と定めると。

ただし、その原子炉の状況によりましては、ここでは20年超えない期間で定める期間を限度として延長を認可するというので。方向性としては出ているんですけども、個別のその原子炉の状態に応じてですね、これを適応していくということになりますので。今この瞬間、この炉はもういつ終わるかとかですね、そういったところはどの原子炉についてもまだ決まっていないということでもあります。そうですね、まだ、そのところは個別に決まっていないという状況でございます。

◎新野会長

徳永さん、お願いします。

◎徳永委員

徳永です。

これまで出てきた意見と変わりはありません。規制委員会のほうですけど、原子力規制庁となるものが、今回、経産省から分かれたという部分については、この会で延々と話し合っ、そんな意見がまともになったなという気はします。ただ、まあ、環境省がついている、「・・・」とあるあたりがちょっと気になりました。

飯野さんに二つお聞きしたいんですけど、一つ目は、組織図の中の説明の中に、何とか課、何とか課、何とか課、何とか課がずらっとあって、最後に「安全規制管理官（5人）」という、ここがいわゆる課みたいなものだとおっしゃっていました。

そこで、私聞き違いかもわからないけど、この規制管理者の5人の下に課みたいなものですか、その下に部下といいますか、係というんですか、グループというんですか、それがあって、260人とかというふうに私聞こえたんで、えっそんなにあるのかなど。そうではなくて、原子力規制庁そのものの全体が260なのかどうか、ちょっと教えてほしいと思いました。

それからその下の、その下というのは、カラーの印刷見えていますけど、その下の独法のほうなんですけど、一番左の説明のときに、現在、単独所管だけでも、今後、国になるとかというのを何か私の耳に聞こえたんで、その方向性をもう一度確認したいと思います。

規制委員会の委員長がですね、マスコミの単独インタビューをちょっと覚えていたのは、再稼働のこと述べていたようですが、この会でもたびたび出ていたように、防災計画といいますか、防災対策といいますか、それができないうちは云々というコメントが活字になっていましたので、その点はちょっと一つ再稼働するにしてもですよ。するにしても、委員長みずからそんなことが地元の了解の一要因だと言っていましたから大切なことだと思いました。

それからもう一つの革新的エネルギーの件ですけど、田中大臣といいますか、田中真紀子大臣の本音ではありませんが、あのおりだと思いました。日本語というのはおもしろいものだなというふうに思うんですけど、私もこれ最初に聞いたときに、おっ、あと18年で終わると最初は思ったんですよ。

ところが先ほど来、話がありますように、2030年代とあります。年代ということ

は、2039年だから、もう9年伸びたなというのが残念に思いましたし、今日改めていみじくも説明していただいたときに言った言葉に、「ゼロを可能とするよう」、可能という活字が入って、これがまた怪しくなってきたというようなことですね。まあ、何といたしますか、ブレーキかけながらアクセル踏んでいるというような感じで、全く私たちが理解できないようなちょっと残念な気持ちに私自身は最近思っています。言葉尻を捉えて、ざる、抜け道というような言葉もありますけど、何かそんな表現になっていてちょっと内心最近残念な気持ちになっています。

以上です。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所（原子力規制庁）

ご質問ありました点なんですけども、原子力規制委員会及び規制庁の人員につきましては、定員上478人、これが全部です、規制委員会に、今、5名の委員がいて、残りが全部規制庁なんですけども、大体今、500人弱ぐらいの人員になっています。

安全規制管理官が、これは課みたいなものなんですけども、先ほど267名と言いました。ただ、うちですね、152名が検査官で、この下のところですね。この22カ所の事務所に勤務する検査官ということになりますので、大体、115人、120人ぐらいですか、120人ぐらいがこの5人の管理官とそのスタッフということになりますので、5で割ると大体、二、三十人ぐらい一管理官当たりスタッフがいるということになりますので、そういうことになっています。あと残りの人たちが、それぞれ課に分かれていて、一番大きいのが原子力防災課で86人とかありますけども、大体10人から二、三十人ぐらいのところそれぞれスタッフが配置されていると、そんな状況になっています。それが1点目で。

2点目のJNESなんですけれども、この原子力安全基盤機構というところは、国の検査の一端を担っているというところであります。国の検査の部分を、国みずからやるどころと、それからこの独立行政法人がやっているんですけども、それが、国で一元的にやっという考え、方向性がありまして、将来的にはこの規制委員会、規制庁と一緒に方向で、これ組織は今別々ですので、そこら辺のその進め方が難しいようございまして、将来的には一緒に国の機関になっていくという、そういう方向性で考えられております。

◎徳永委員

わかりました。

◎新野会長

21時15分になってしまったんですが、あと5名の方がご発言がまだなんですが、たんたんたんと言いますかね。

◎池田委員

池田です。ほんの少し規制庁についてお話ししたいと思います。

私は、私たちが生活する上で、やはり原子力は大切な技術の一つだと思っています。エネルギー保障や産業界の貢献など、まだまだ原発は重要な電源の一つだと考えています。

そんな中で規制庁に期待することは、やはり、みんなが知りたがっていることをきちんとわかりやすく伝えることが必要になってくるのではないかなと。情報の発信のやり

方を一方的でなく、本当の意味でコミュニケーションを成り立たせてほしいと思っております。そういった意味で、私、規制庁に期待をしている一人だと思っております。

あと、最後に質問が二つばかりあるんですが、今まで行ってきたストレステストの評価は、今後どのような動きになるのでしょうか。再稼働の基準の一つとして考えておられるのでしょうか。お聞かせ願います。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所（原子力規制庁）

ストレステストにつきましては、今後これどうするか、委員長が、記者会見等で発言はしているんですけども、まだ、その委員会としては今後これをどうするかというのは検討中ということになりますので、お答えとしてはまだ決まっていないということです。また、決まっていくと思っておりますので、その段階でまた、ご紹介、ご説明させていただきたいというふうに思っています。

◎新野会長

武本さん、はい。

◎武本（昌）委員

武本です。

まず、規制庁のほうですけども、これは前からいろんなところで言われていましたけれども、推進する側と、規制する側がやはり同じところにあるのはおかしいということで、分離独立というのは言われていましたので、そういう意味では分かれたわけですから一歩前進かなというふうに感じております。

あと、革新的エネルギー・環境戦略なんですけども、これ9月19日のところで、この戦略自体は閣議決定をされなかったわけですけども、この閣議決定をしたかしないかでどう違うのかというのが、ちょっとよくわからないということが一つ質問になります。

最後ですけども、原発ゼロについてはいろんなご意見があると思っておりますけども、やはりこれは政府が責任を持って判断をするべき事項だというふうに私は感じております。

以上です。

◎新野会長

お願いします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

エネ庁事務所でございますが、今のご質問ですが、閣議決定をするということは全閣僚が合意したということで、政府としてそういった大きな方向であるということを決めたということです。そういう方向のもと、エネルギー政策については経済産業省で、環境政策については環境省が担当でございますけども、閣議決定した内容について政府全体が責任を持って進めていくということを決めた意味ということでございます。

少し奥歯に物が挟まったような、わかりにくい説明かもしれませんが、今回は、戦略自体は閣議決定はされず、この戦略を踏まえてエネルギーや環境政策を推進していくということが閣議決定された内容でございます。

◎武本（昌）委員

そうすると、政府としては何も決めていないということなんですかね。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

戦略にも記述されているとおり、具体的なことは今後議論を行い策定する大綱や計画

などの中に盛り込むということでございます。今は、その議論のスタートラインに立ったということとご理解をいただければわかりやすいと思います。

◎新野会長

浅賀さん。

◎浅賀委員

浅賀です。

私の能力が理解できないというのが本音でして、規制庁についても図式はわかりましたけれども、これが縦系列なのか、横並びなのか。で、ここで発言力がどなたがあるのかとか、これはきっと動き出してみないとわからないんだらうなということがあります。

先日、また、テレビの話で恐縮なんですけど、理解できないものですから多少でも原子力発電所という文字があると必死になって見る一人なんですけれども、朝まで生テレビという、田原総一郎が司会するので、民主党、自民党の議員一人ずつ、あと、東大、京大、いわゆるその専門家と言われる方たち十数人と、それから九州大学の先生もおいででしたし、それからデモに参加していらした二人の方がおいででした。3時ごろまで見ていたんですけども。

その中でもやはり推進派にとっても反対派にとっても非常に曖昧だと。そこは今後に期待したいというような言い方。それと、私どもが反対してきた理由の中に、使用済み核燃料ですとか、ごみ処理が全く明確になっていない。今でさえ不安があるということもこの中には全くうたわれていないわけです。今後もその心配があるわけですよ。トイレなきマンションということはもう数十年言われてきているわけですが、そこの長期的な議論が先だらうというような話をされていまして印象的でした。

そういうことが現実に3.11以降、放射線で汚染されたものが除染さえ、どのようにしていいかわからないというのが現実なわけですから、その現実をやはり見て、これからはその私の中で考えるのは、孫ですとか、子どもたち、今後に残す負の遺産をどのようにみんなが解決していただけるのか。そこを見守っていきたいと思っておりますし、私も考えていきたいと思っております。

以上です。

◎新野会長

ありがとうございます。

後は、佐藤さん。

◎佐藤（直）委員

佐藤でございます。

皆さん言っているのは、みなわかるんですが、私が今思っていることを一言だけ時間もないので言わせてもらいます。

一応、原発は止まっても使用済み燃料等プールに入っていたり、燃料はあるわけですね。だから、今、東京、柏崎刈羽の対策が今やっている最中ということで、この辺が全部完備した中で、また、規制庁等のゴーサインが出た中では、再稼働は、私も早く、稼働していても、しなくても燃料はあるんだから、あのような地震が来れば同じ状態になるんで、だったら逆に動かしたほうがいいと。すごく極端にしか今言っていないんですけど、時間もないので細かいことは言いませんが、止めておいても燃料があるというこ

とは危険は同じと、それだけ思っております。

◎佐藤（正）委員

佐藤です。

規制庁の規制委員会のことで若干聞きたいと思っていることがあるんです。というのは、この5人の規制委員会の下に審議会、あるいはその専門委員会というのがありますよね。ここのぶら下がっているところのそのメンバー。従来と同じ、いわゆる原子力村の何ていうんですか、きわめつけの人たちがまた同じですんなりと横滑りするんであれば、それこそまさに大きな問題であるし、全く反省もなければ原子力規制そのものが変わっていかないのではないかという危惧がします。ということがいずれお聞きしたいことだなということです。

それからもう一つはですね、全国の原発、今、止まっています、大飯以外は。どっちにしても幾つかの40年代にゼロにする、しないというのはあったにしても、40年規制で止めるか止めないかというのはかなり厳格にやると言っているわけですよ。そうすると、それは柏崎の1号機でいえばもう27年経っているわけですからあと13年。7号機だと15年経っているわけですからあと25年。そうすると、7号機だと2037年には止めてくださいということに、まあまあ厳格に運用するとすればですよ。ということでは言ってみれば、止めざるを得ないという条件が一つある。

もう一つの条件は、使用済み燃料だと思うんです。もう何ていうか、今の状況からいって青森のプールが使えるか使えないかというのはかなり今、東京電力がつくったあれが使えるか使えないかというのはかなり重要な問題なんですけども、それが使えたとしてもですね、2030年までもつのか、30年の後半までもつのかわからないけれども、今度はそれは動かしながらだんだん自分の首をしめていってですね、置く場所がなければ止めざるを得ないというようなことが起こってくるのではないかなというふうに思います。そういう点では、今後、今みたいなトイレなきマンションを承知の上で運転してきたというのは、運転してきた人たちそのもの。推進してきた人たちそのものが自分の首を絞めざるを得ないようなことになってくるのではないかなというふうに想像ができるということです。

それから先ほどから再稼働すればいいではないかというのがあります。その主張としては財政的な問題、あるいは雇用の問題、エネルギーの問題とかいろいろな問題があるというふうに思っていますけれども、そんなにすんなりとその何ていうか再稼働できるような条件になっているんだらうかというのがあります。いわゆる安全神話があったり、原子力村があったりですね、あるいは推進官庁の経済産業省あるいは通産省が設置許可をしたという経過があるわけで、それが万全だったかどうかというのは極めて基本のところですよ。

例えば一つの例を出すと、例えばかつて東京電力のサービスホールでは、強固な岩盤に支えられて原発というのは設置されていますというふうにおっしゃっていました。ただ、最近では、そういう話は多分、中越地震以後しなくなったと思うんです。なぜかってあれは西山層という岩の上につくったわけです。そのように、そういうものが強固な岩盤と言い張りながら来たものが果たしていいのかどうかということもひっくり返して、やっぱりきちんと評価をされていかなければならないし、そういう問題がたくさんあるん

ではないかというふうに思うものですから。

そういう意味ではさっきの前田さんが言った、中国の民衆、あれは民衆と言えるのかどうかというのは非常に疑問なんで、全国で1万人ぐらいの人間をですね、中国の当局が入れかわり立ちかわり、とっかえひっかえデモをさせたという経過があるわけですから、あれを民意と言うというのはちょっと無理があるのではないかなということで、ああいうのを民意とは。

それからもう一つは、民意を尊重しないでもいいんじゃないかというふうに聞こえたんだけど、民意を尊重しないのが民主主義国家ではないんで、その辺はちょっと乱暴な言い方かなと。いや、でも、それは大勢の人がそういうふうに支持することは今の民主主義ではそうなっているわけだから、そういう点ではちょっと乱暴かなということで、やっぱりその上で何ていうの、それを否定して推進するというのがやっぱりいいというふうには必ずしも言い切れないんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

◎新野会長

ありがとうございました。

今日は、全員のご発言いただきまして、やっぱりさすがのご意見がたくさん出てきたと思います。残念ながらこれを深めたいとしても、このそれぞれの考え方が、構成されているもととなるこの根拠がね、もう少し国やいろんな関係のところから信頼できるような情報として出てこない限り、なかなか思うようには進まないというのが地方の現状だろうと思います。十分な説明を今後も受けながら、その中の情報で一生懸命理解しようとする姿勢を私どもは示していきたいと思います。遅くまでありがとうございました。

それとですね。「その他」なんです、委員に配られています、「25年度事業について（お願い）」という文書があります。これは先回の9月の運営委員会で事務局提案がありまして、それに引き続く要請文なんです、10月17日に東京電力さんのご協力を得まして、構内をいろいろと見せていただくことになっています。そのときに、また、委員が顔を合わせますので、いろんな予算時期でもあるということなので、事業にまつわることで事務局が予算に絡んだ検討をしたいということで、こういうようなものが皆さんのご意見の中からいただきたいということなんですけれど。

10周年だからといって、今のこんなね、国難であり、いろんな私どもも経済的に疲弊していますので、こんなときに私どもの会が余分に資金が得られるなんてことは当然あり得ないわけですので、お金をあまりかけずに知恵を出して、そしてしかも私たちの会ならではのどんな何か区切りがつけられるかなというのが私は個人的には本音です。

なので、盛大な何かということイメージしているわけではありませんので、皆様にご了解でしょうけれど、何かしらそういうことが、もし、できるならばということなので、しないという選択肢も十分ありますのでね。今までも今年はあまりできていませんが、今までは年に2回ぐらいお金のかからない頭脳明晰な講師の方をお呼びしていろんな勉強会をしてきています。それからその延長線でもいいかなとも思っています。

私たちならでは、市民の皆さんに還元できるような勉強会がもしあれば、ぜひ、その勉強会がメインで、たまたま10年かなというところが私たちの会の妥当なところかなと思いつつ、皆さんの何か願う勉強会の姿とかそういうことが、もし、ご提案してい

ただければ、事務局含めて何とか一生懸命知恵を出して、お金を使わないで知恵を出していいことが運営委員中心にまたいろいろ議論を重ねていけるかなと思っていますので、ぜひ、考えてみてください。よろしく願いいたします。

◎事務局

ご苦労さまでした。

25年度事業につきましては、会長さんが今言われるとおりであります。10月12日までに案を提出いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。次回の定例会は、11月7日水曜日になります。午後6時30分から開催いたします。また、10月17日水曜日になりますが、東京電力視察後、午後6時30分から運営委員会を開催しますのでお集まり願いたいと思います。

東京電力視察につきましては、午後1時30分、ビジターハウスに現地集合になりますのでよろしくお願いいたします。視察に伴う身分証明としまして、運転免許証をお持ちいただきたいと思います。忘れないようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で第112回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。